

第28回 JA北海道大会

日時 平成27年11月11日(水)

場所 札幌コンベンションセンター

**北海道550万人と共に創る
「力強い農業」と「豊かな魅力ある農村」**



JAグループ北海道

全道各農業協同組合
北海道農業協同組合中央会
北海道信用農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道厚生農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会北海道本部
北海道農協青年部協議会
JA北海道女性協議会

J A 綱 領

—わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 一、地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一、環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一、J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一、自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 一、協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

次 第

I	J A グループ北海道 広報活動プレゼンテーション	11:00～12:00
----- 昼食休憩 -----		
II	T P P に関する説明会	12:50～13:50
III	パネルディスカッション	14:10～15:00
IV	大 会	15:20～16:50

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 開会宣言（15：20） | 7. 意見表明 |
| 2. J A 綱領唱和 | 8. 大会決議・採択 |
| 3. 大会実行委員長挨拶 | 9. 特別決議・採択 |
| 4. 来賓代表祝辞 | 10. 議長降壇 |
| 5. 議長登壇 | 11. 閉会挨拶 |
| 6. 議案上程 | 12. 閉会宣言（16：50） |

はじめに

J A北海道大会は、グループの意志を結集し、組織・事業機能の強化を図るべく、3ヶ年毎に開催しております。

第28回 J A北海道大会の議案は、本年3月に大会実行委員会を設置したうえで、第4回大会実行委員会（6月30日）において組合員組織討議資料（以下「討議資料」）を決定し、各地区の組合長会議への説明を経て全道のJ A・組合員に提案しました。

その後、9月～10月にかけて第3号議案等の各地区説明会を開催し、第7回実行委員会を経て中央会理事会（いずれも10月30日）において、大会議案を決定いたしました。

この間、本年10月には、米国アトランタで開催されたT P P閣僚会合においてT P P協定が大筋合意され、組合員は将来への大きな不安と政府に対する強い不信・憤りを抱いております。

また、本年8月には、中央会制度の廃止に伴う連合会への組織変更などを内容とする「農協法等の一部を改正する等の法律」が成立し、今後は准組合員制度のあり方の調査・検討が行われます。

このような中、今回の大会議案は、自己改革に関して昨年11月に全国に先駆けて策定した「改革プラン」の内容を加速させるべく、J Aグループ北海道の目指すべき方向と、それに向けた基本目標、さらには基本目標を達成するための実践方策から構成されており、組合員・J A・連合会・中央会が、それぞれの役割を再確認したうえで重点的に取り組むべきことを整理しております。

J Aグループ北海道がより一体となって、その総合力を十分に発揮し、大会決議事項を着実に実践していくために、J Aおよび連合会・中央会において、平成28年度からの事業計画ならびに農業振興計画や中期経営計画に反映されますようお願い申し上げます。

平成27年11月

第28回 J A北海道大会

も く じ

I. 第28回 J A 北海道大会の位置付け	2
II. J A グループ北海道の将来ビジョン(大会メインテーマ)から大会議案へ	4
III. 大会議案	
【第 1 号議案】	
北海道550万人と共に創る「力強い農業」の実現	11
【第 2 号議案】	
北海道550万人と共に創る「豊かな魅力ある農村」の実現	31
【第 3 号議案】	
基本目標を実現するための「各組織等の取り組み」	43
IV. 大会決議（案）	57
V. 特別決議（案）	58
VI. 参考資料	
1. 北海道の「農業・J A」の概要	61
2. 農協改革に係る農協法改正の経過等	64
3. 改革プラン（自己改革）の策定から J A 北海道大会へ	66
VII. 開催要領等	
1. 第28回 J A 北海道大会開催要領	71
2. 第28回 J A 北海道大会各委員名簿	74
3. T P P に関する説明会	
4. パネルディスカッション	

I . 第28回 J A 北海道大会の位置付け

II . J A グループ北海道の将来ビジョン
(大会メインテーマ)から大会議案へ

I 第28回 J A北海道大会の位置付け

1. 前回大会の決議事項と実践

- 第27回 J A北海道大会（平成24年11月）では「持続可能な北海道農業の実現」と「次代を担う協同の実践」を決議し、その後、J A・連合会・中央会が各々の役割に応じて決議事項を実践してきた。
- 具体的には、J Aグループ北海道全体で、農業政策提案、作目別対策による農業所得拡大、T P Pに関する運動展開、J Aの経営態勢確立と健全性向上、協同活動を担う人づくり、広報活動などを実践してきた。

【J A北海道大会 平成18年以降の決議事項】

	第 25 回 (平成18年11月)	第 26 回 (平成21年11月)	第 27 回 (平成24年11月)
主 題	共に創る「北海道農業と J Aの新時代」	協同の力で築く「あすの食をささえる北海道農業」	協同活動でつくる持続可能な農業と豊かな地域社会
議 案 第 1 号	新たな時代に向けた北海道農業のステップアップ ① 地域農業振興戦略の再構築 ② 消費者の信頼と支持を得られる農畜産物の生産と提供 ③ 農業経営高度化への挑戦 ④ J A営農支援機能の強化 ⑤ 全国を先導する環境対策とバイオマスの有効活用 ⑥ 快適で魅力ある地域生活の実現 ⑦ 食と農を守る運動の展開 ⑧ 新たな農業環境下における作目別対策の展開	北海道農業の潜在能力フル発揮への挑戦 ① 北海道農業の潜在能力を発揮するための農業政策の実現に向けた運動の展開 ② 食と農の大切さを発信する活動の展開 ③ 農業所得の拡大のための作目別対策の推進 ④ 担い手の確保・育成と営農支援機能の強化 ⑤ 食の安全・安心確保とバイオマス対策の推進	持続可能な北海道農業の実現 ① 持続可能な北海道農業の実現に向けた運動の展開 ② 農業を担う多様な担い手の確保・育成と営農支援機能の強化 ③ 農業者が意欲をもって農業生産に取り組める農業所得の拡大 ④ 消費者との信頼にもとづく食の安全・安心対策の実施と環境に配慮した農業の実践
議 案 第 2 号	変革の波を乗り越える活力ある J Aづくり ① J A合併による組織基盤の強化と中央会・連合会の機能強化 ② 組合員の J A事業運営への参画と協同組合理念の徹底 ③ 経営環境の変化に適應する経営体制の確立 ④ トータルコストの低減による競争力ある事業の展開	協同と信頼の絆で築く新時代の J A ① J A活動への参加による組織基盤の強化 ② 多様な事業機能の発揮によるサービスの提供 ③ J Aらしい経営スタイルの確立と健全経営の実践 ④ 活力ある職場づくり	「次代を担う協同」の実践 ① 地域に即した J A組織基盤強化対策の実践 ② 高い満足度を得られるサービスの提供と J Aへの結集による J A事業の競争力強化 ③ 総合経営にふさわしい J A経営態勢の確立と健全性の向上 ④ 協同活動を担う人づくりの実践 ⑤ 国民理解の醸成等に向けた広報活動の実践

2. 改革プランの策定

- 前回大会（平成24年11月）以後、平成26年6月に『規制改革実施計画』で自己改革を求められたことから、J Aグループ北海道は、前回大会の決議事項を踏まえつつ「組合員の所得向上や地域の活性化」に向けて、平成26年7月～8月に組合員組織討議を行ったうえで、同11月に「改革プラン」を策定した。

平成26年8月	組合員組織討議の実施と結果概要	66ページ
平成26年11月	改革プラン実行計画指針	67ページ

- 改革プランの取り組み状況は、第28回J A北海道大会組織討議資料（平成27年7月）に掲載のとおりであり、各J Aは地域の実情に即しながら、収益向上・担い手確保・組合員の経営サポートなどで、新たな取り組みや既存事業のさらなる強化に取り組んでいる。

3. 第28回J A北海道大会の位置付け

- 今回のJ A北海道大会は、改革プランで掲げた自己改革を加速させるべく「数値目標」等を設定することによって、一層のJ Aグループの意志結集を図るとともに、その実践に向けた「組合員・J A・連合会・中央会の各役割」を再確認する大会として位置づける。
- また、大会を通じて、J Aグループの社会的意義をグループ内外へ発信することを目的とする。

【参考：「意志」と「意思」の違い】

「意志」とは心理学用語で、何かを成し遂げようとする気持ち 《前向き》

「意思」とは法律用語で、物事を行うもとなる気持ち 《考え・思い》

■ メモ ■



Ⅱ J Aグループ北海道の将来ビジョン (大会メインテーマ) から大会議案へ

1. J Aグループ北海道の将来ビジョン(大会メインテーマ)の設定

- J Aグループ北海道の将来ビジョン(大会メインテーマ)を、つぎのとおり設定します。

北海道550万人と共に創る 「力強い農業」と「豊かな魅力ある農村」

－ メインテーマの意義 －

「力強い農業」とは、北海道の基幹産業である農業が、日本の食料供給基地を担うにふさわしい所得を確保することによって、次世代に継承できる持続可能な産業となること。

「豊かな魅力ある農村」とは、農村(都市近郊を含む)に暮らす人々が、消費者や地域住民とのつながりによって「心の豊かさと誇り」を実感できる魅力ある農村となること。

これらを創るにあたり、J Aグループ北海道は、農業・J Aの意義を発信のうえ、北海道民・他の協同組合・他産業・行政機関など北海道550万人と共に「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」を目指すことで、持続可能な農業と農村を実現します。

それにより、農家戸数・農村人口を減らさずに、安全・安心な農畜産物を安定供給するJ Aグループ北海道の使命を、将来に亘って果たしていきます。

■ メモ ■

.....

.....

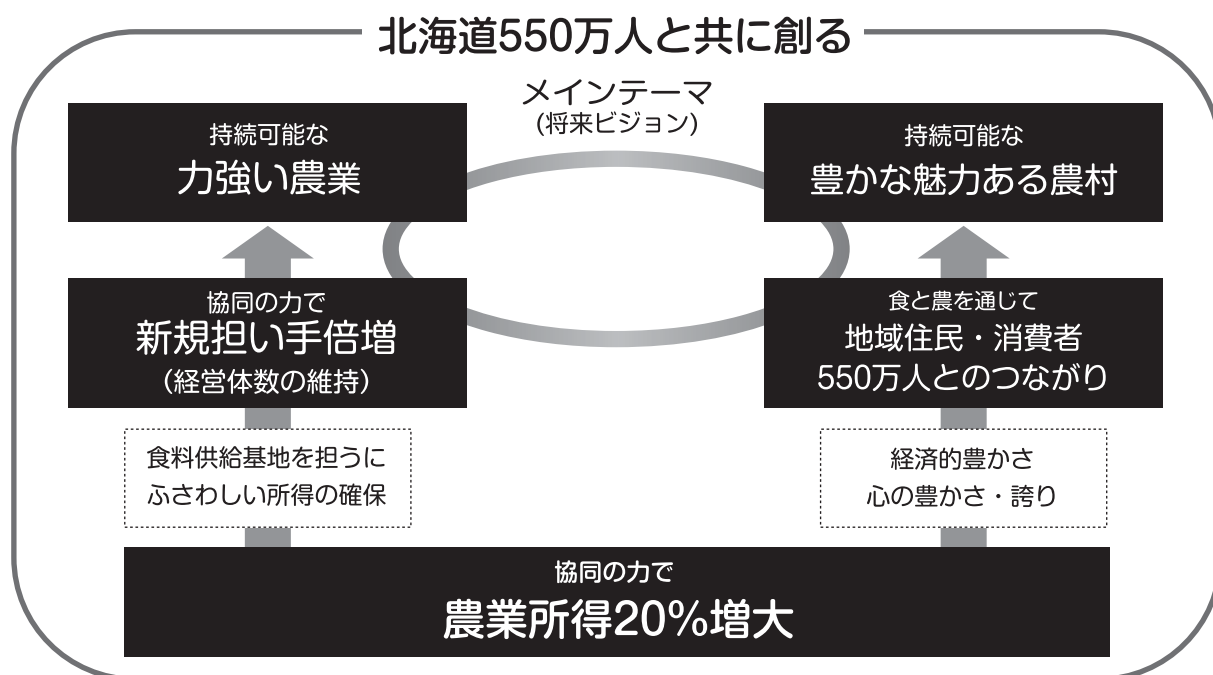
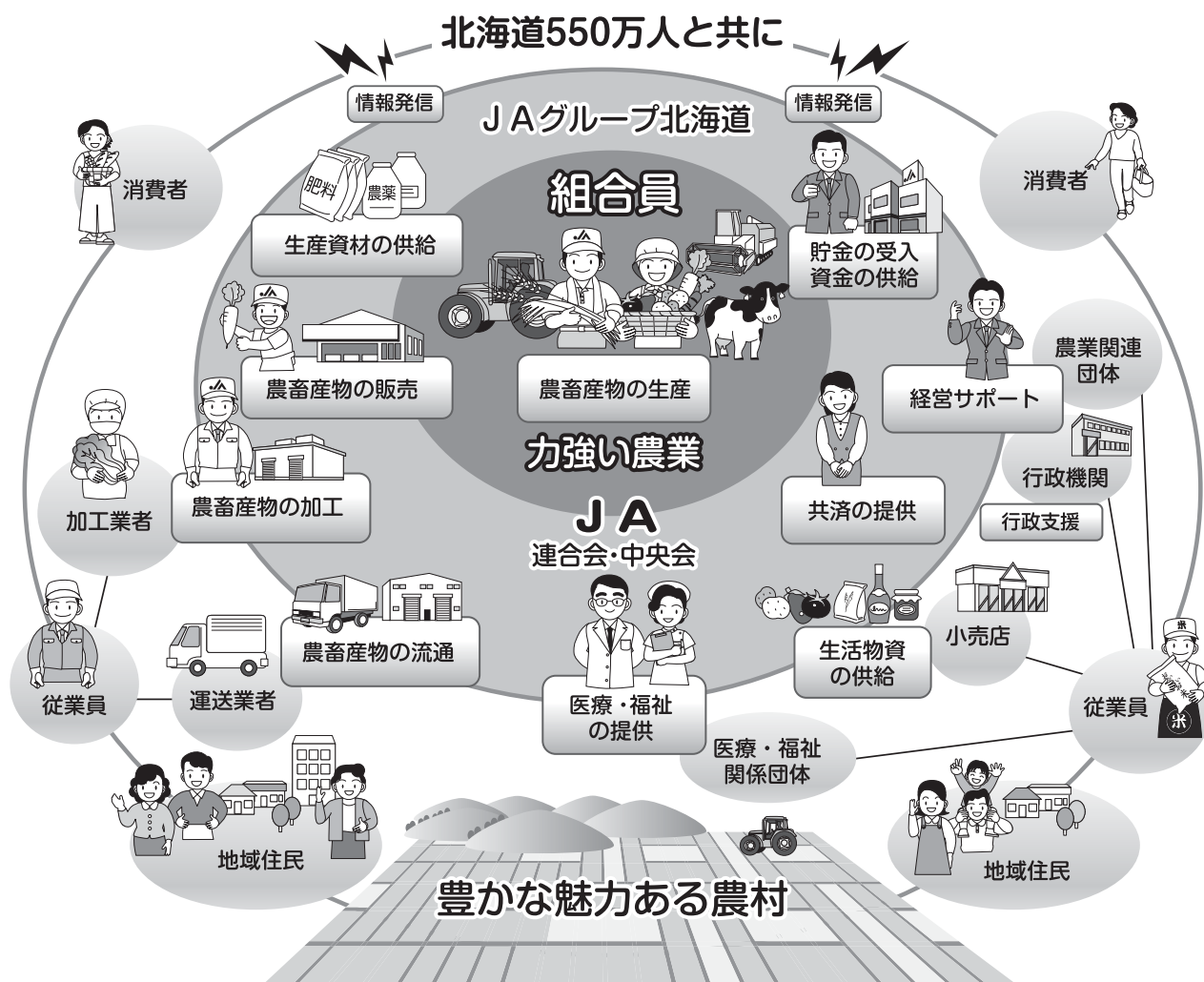
.....

.....

.....



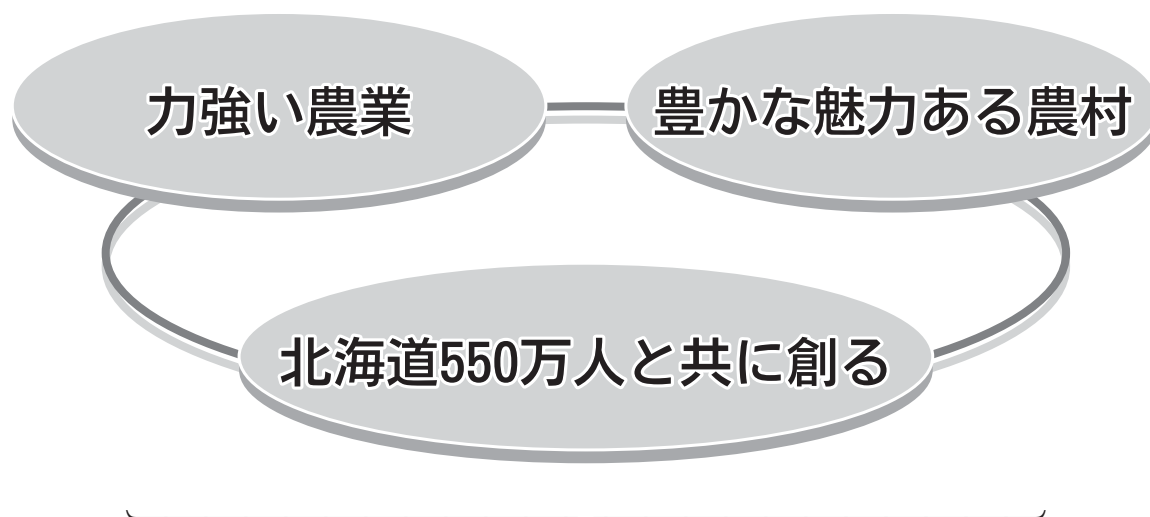
J A グループ北海道の目指す農業・農村の姿



2. 「大会メインテーマ」から「大会決議事項」へ

大会メインテーマ

(J Aグループ北海道の将来ビジョン)



大会メインテーマ（将来ビジョン）を
指標化した『基本目標』を設定する

グループの『**基本目標**』

基本目標を達成するための、戦略・手
段として『実践方策』を策定する

グループの『**実践方策**』

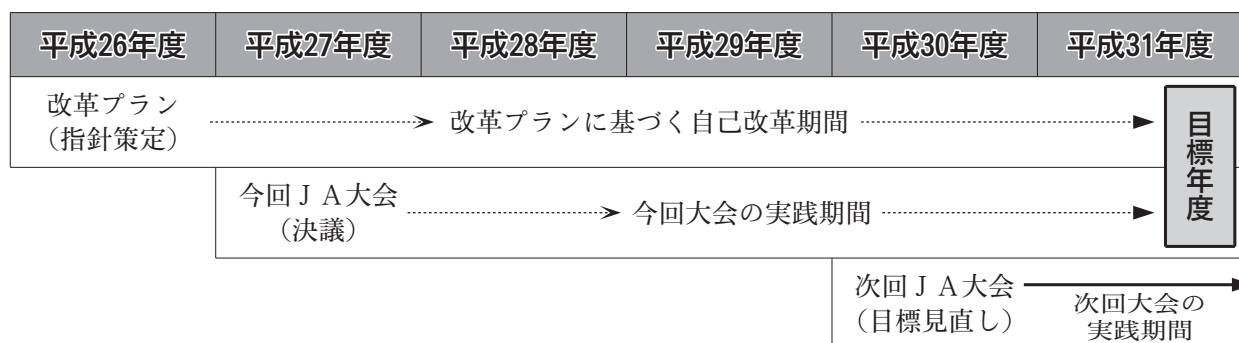
『基本目標』『実践方策』を
大会議案として決議する

大会議案

3. 『基本目標』の達成年度

- 基本目標の達成年度は、改革プランに基づく自己改革期間と同様に『平成31年度』とする。
- 目標年度の前年度（平成30年度）において、次回 J A 大会を開催し、基本目標の見直しを行う。

【改革プランに基づく自己改革期間と J A 北海道大会の期間対応】



※食料・農業・農村基本計画は平成26年度に決定、平成31年度に見直し予定。

※中央会は平成31年9月までに連合会へ移行予定。

4. 『実践方策』の設定

- 基本目標を確実に達成するとともに、改革プラン（自己改革）を加速させる実践方策とする。
- 実践方策は、組合員・J A・連合会・中央会が、それぞれの役割を再確認したうえで取り組むものとする。

5. 『実践状況』の把握等

- 大会実行委員会を大会実践委員会に移行したうえで、実践状況を把握するとともに、J A グループ内外に内容を開示する。

6. 大会議案（基本目標・実践方策）の全体像

議案第1号

北海道550万人と共に創る「力強い農業」の実現

基本目標 1

協同の力で「農業所得20%増大」と「新規担い手倍増」を実現

実践方策

1. 儲かる農業の実現に向けた収益向上の取り組み
2. 営農基本技術の励行と生産から販売までのトータルコスト低減
3. 力強く持続可能な農業を支える担い手の確保・育成
4. 道産農畜産物の海外への発信や北海道型6次産業化の展開
5. 組合員の意志結集による農政運動の展開

議案第2号

北海道550万人と共に創る「豊かな魅力ある農村」の実現

基本目標 2

食と農を通じて北海道550万人と「つながり」を実現

実践方策

1. 農業の魅力を生かした地域づくり
2. 地域のつながりを守るための基本インフラ（生活基盤）づくり
3. 道民と食と農でつながるサポーター550万人づくり

議案第3号

基本目標を実現するための「各組織等の取り組み」

各組織等の取り組みの詳細

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1. 組合員・役職員 | —— J Aグループ全体の人づくり —— |
| 2. J A | —— 経営基盤の強化と女性農業者のJ A運営参画 —— |
| 3. 連合会・中央会 | —— 横断的・一体的事業展開とJ A事業の補完 —— |
| 4. 中央会 | —— J Aグループの総意により構築する新たな中央会 —— |

Ⅲ．大会議案

【議案第１号】

**北海道550万人と共に創る
「力強い農業」の実現**

議案第 1 号

－ 北海道550万人と共に創る「力強い農業」の実現 －

1. 北海道農業は、消費者が求める幅広いニーズに応え、安全・安心な農畜産物の生産と安定供給を通じて、国民・道民の豊かな食生活に貢献するとともに、地域社会・経済を支える基幹産業としての役割を発揮し、食料供給基地を担うにふさわしい所得を確保する農業を目指します。
2. 「地域から人を減らさない」強い認識のもと、地域の担い手は地域で育成することを基本に、担い手の確保・育成に向けた取り組みの加速や、担い手の経営サポートなど、地域で連携・協同した取り組みによって、担い手の減少に歯止めを掛けます。
そして、今ここにいる担い手の農業経営を守り、次代に継承することによって、力強く持続可能な農業を実現します。

以上を実現するために、つぎの基本目標と実践方策を設定し、意志結集による協同の成果を発揮します。

基本目標 1

協同の力で「農業所得20%増大」と「新規担い手倍増」を実現

実践方策

1. 儲かる農業の実現に向けた収益向上の取り組み
2. 営農基本技術の励行と生産から販売までのトータルコスト低減
3. 力強く持続可能な農業を支える担い手の確保・育成
4. 道産農畜産物の海外への発信や北海道型 6 次産業化の展開
5. 組合員の意志結集による農政運動の展開

1. 儲かる農業の実現に向けた収益向上の取り組み

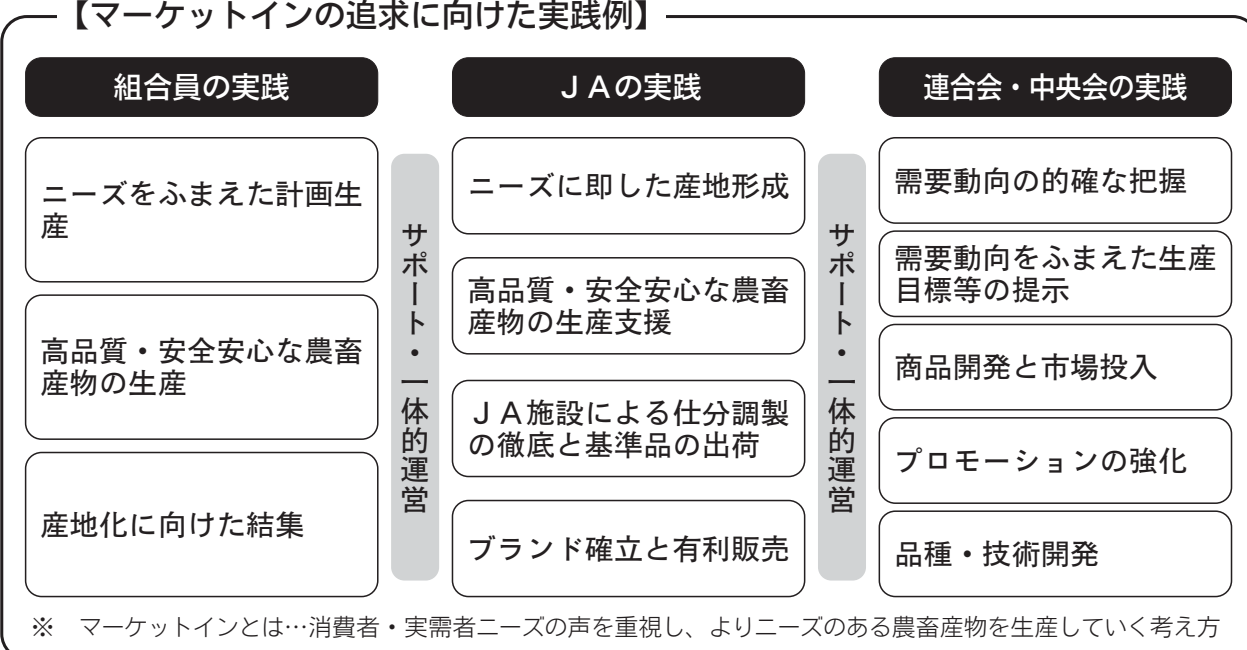
多様化する消費者・実需者ニーズを的確にとらえ、JAグループ内での情報共有に基づく産地体制の確立により、買ってもらえるものを作って売る戦略へと転換し、収益向上を図ります。

農畜産物の集荷・販売に対して、組合員から多様な選択肢が求められており、共計・共販の強みを生かしながら、組合員ニーズに応える販売手法の対応を強化します。

これらの取り組みにより、組合員の農業所得20%増大を実現します。

(1) マーケットインのさらなる追求と新たな価値の創出

【マーケットインの追求に向けた実践例】



ア. 作物共通の取り組み

- 消費者・実需者ニーズの変化と中長期的な需要動向を的確に把握するとともに、産地へのフィードバックを強化することにより、ニーズに即した産地形成を推進します。
- 企業と連携したブランド商品に加え、健康・美容などの機能性を追求した商品や簡便化志向への対応など、消費者ニーズを的確に捉えた商品開発と市場投入を図ります。
- 販売力の強化に向けて、地域自ら食農教育やメディア対策を推進するとともに、道段階においては、魅力あるCM展開などによる効果的なプロモーションの強化を図ります。
- 消費者・実需者の多様なニーズに対応した品種や、将来の労働力不足などに対応した省力化・低コスト化が可能な品種について、試験研究機関への支援による開発強化と、JAグループ自ら育成・開発に取り組み、生産・消費の両サイドへの普及を図ります。

イ. 米の取り組み

- 多様化する需要に応じ、バランスのとれた北海道米の販売に向けた生産体制を構築し、安定供給を図ります。
- 量販店や外食・中食業界などの業態別需要を踏まえた品種選定と作付体系の整備、早期契約の拡大・強化を図ります。
- 美味しさを追求したブレンド米や簡便化志向に対する無洗米商品の販売拡大、利便性を追求した無菌米飯のほか、北海道米油・玄米加工食品など、ニーズに対応した新たな付加価値商品・機能性商品の新規開発と販売拡大に取り組みます。

ウ. 畑作・青果の取り組み

- 実需者が求める安定品質・安定供給に応えるため、輪作体系の維持・確立による生産性の向上を図ることで、北海道産農産物の信頼向上と販売力の強化を図ります。
- 加工・業務用向け青果物の産地育成・販売拡大に向けて大手食品メーカー等との連携を密にするとともに、青果物の差別化のためにCA貯蔵技術などの活用に取り組みます。
- 原料・品種などにこだわった加工食品の開発と販売強化に向けて、企業・工場と連携した取り組みを展開します。

※ CA貯蔵…野菜等を貯蔵する場合に、貯蔵する空間の気体の組成・湿度・温度を制御して鮮度を保持する方法

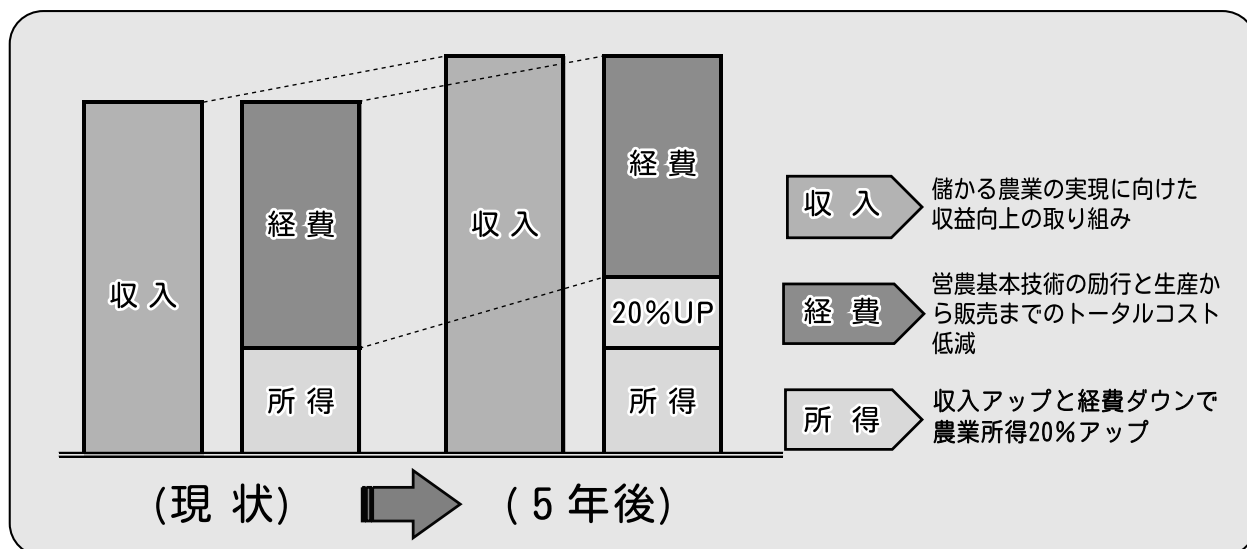
エ. 酪農畜産の取り組み

- 生乳の計画生産は、「生乳の生産と販売の計画性の在り方・概念の再構築」「短期的な需給緩和時に減産対応しない仕組みの確立」を基本認識に進め、需給動向を踏まえ、生産振興や需給調整の観点から、安定生産・安定供給販売体制を確立し収益向上を図ります。
- 優良な乳用後継雌牛の確保や乳用牛の供用年数の延長等への取り組みを進め、酪農生産基盤強化を通じて所得向上を図ります。
- 多様化する消費者・実需者ニーズを捉え、産地指定による牛肉のブランド化や、飼料・品質面での差別化を図った特色ある豚肉ブランドの創出を図るなど付加価値向上に向けた取り組みを推進します。

【農業所得20%増大に向けた具体的な対応例】

	具 体 的 な 対 応 例	
米	価値向上	○「ゆめぴりか」などブランド米の確立による販売単価の向上 ○幅広いニーズへの対応による北海道の安定需要の確保と競争力ある販売体制の強化
	生産量増大 コスト低減	○業務・加工用途について、新たな多収性品種の開発・導入、増収技術の確立による単収の大幅な向上 ○農地の大区画化や地下灌漑などの基盤整備の推進、直播栽培技術やICT（情報通信技術）等を活用した効率化やコスト低減
	政策支援	○収入減少影響緩和対策（ナラシ）や水田活用交付金の拡充 ○米需給の安定化に向けた政策の確立
畑作・青果	価値向上	○市場ニーズに応じた安定生産・安定品質による販売価格の向上 ○産地ブランド化による販売価格の向上 ○品種の選定や栽培技術の確立などによる加工・業務用向け販売の強化 ○企業と連携した商品開発による付加価値の向上
	生産量増大 コスト低減	○適正輪作・土づくりの徹底による品質・単収の向上 ○多収性品種の開発・導入、収量・品質の高位安定に向けた技術の推進 ○作業の共同化や外部化等による労働力の確保とコスト低減
	政策支援	○畑作物の直接支払交付金の継続・強化 ○加工・業務用野菜対策の拡充・強化
酪農畜産	価値向上	○生クリーム向け・チーズ向け価格を脱脂粉乳・バター等向け価格（補給金込み）に近づけることによるプール乳価の引き上げ ○牛肉・豚肉のブランド化による販売価格の向上
	生産量増大 コスト低減	○優良な乳用後継牛の確保や乳用牛の供用年数の延長等への取り組みを進め、酪農生産基盤を強化 ○省力化機械の導入・外部支援組織の活用等による労働生産性向上と生産コストを低減 ○生産性の高い草地への改良による飼料生産性の向上
	政策支援	○乳製品向用途全体を対象とした経営安定対策（補給金）への見直し ○肉用牛肥育経営安定特別対策事業・肉用子牛生産者補給金制度等の拡充・強化

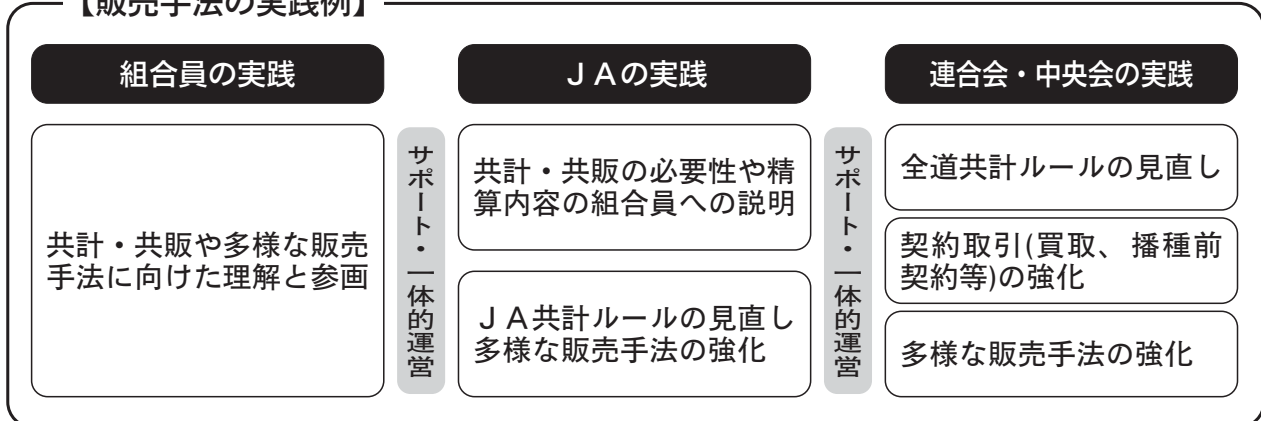
「農業所得20%増大」イメージ



■ メモ ■

(2) 組合員の努力が適切に反映される販売手法の構築

【販売手法の実践例】



ア. 作物共通の取り組み

- 全道段階においては、共計・共販体制の強みを生かしながら、消費者の評価（品質・栽培方法・時期など）をより反映させる共計ルールへ見直します。
- J A段階においては、共計・共販の必要性や精算内容を組合員へ丁寧に説明するとともに、全道共計・共販体制・精算方式の見直しに応じて、地域実態を踏まえつつJ A共計を再検討します。
- J A・連合会においては、特徴的な小ロット農畜産物の取り扱いや、インターネット販売、宅配、通信販売、カタログ販売など、多様な販売手法への対応を強化します。

イ. 米の取り組み

- 北海道米需要の安定確保に向けて、早期契約・一般契約・買取の強化など、集荷・販売ニーズに対応した共販体制の見直し・強化を図ります。

ウ. 畑作・青果の取り組み

- 組合員の努力が、より一層反映される小麦共計・販売手法へ見直します。
- 豆類の買取・受託など、産地のニーズに応じた集荷販売手法の拡大に取り組みます。
- 有機・減農薬・6次産業化・こだわり品などの小ロットの農産物については、商品特性に応じたユーザーとの結びつけを行い、取り扱いを強化します。

エ. 酪農畜産の取り組み

- 北海道産生乳の需給調整機能強化によるプール乳価の確保を図ります。
- 生乳受託販売の弾力化に対応し、特色ある生乳について現行の部分委託取引とプレミアム取引の拡充・推進を図ります。

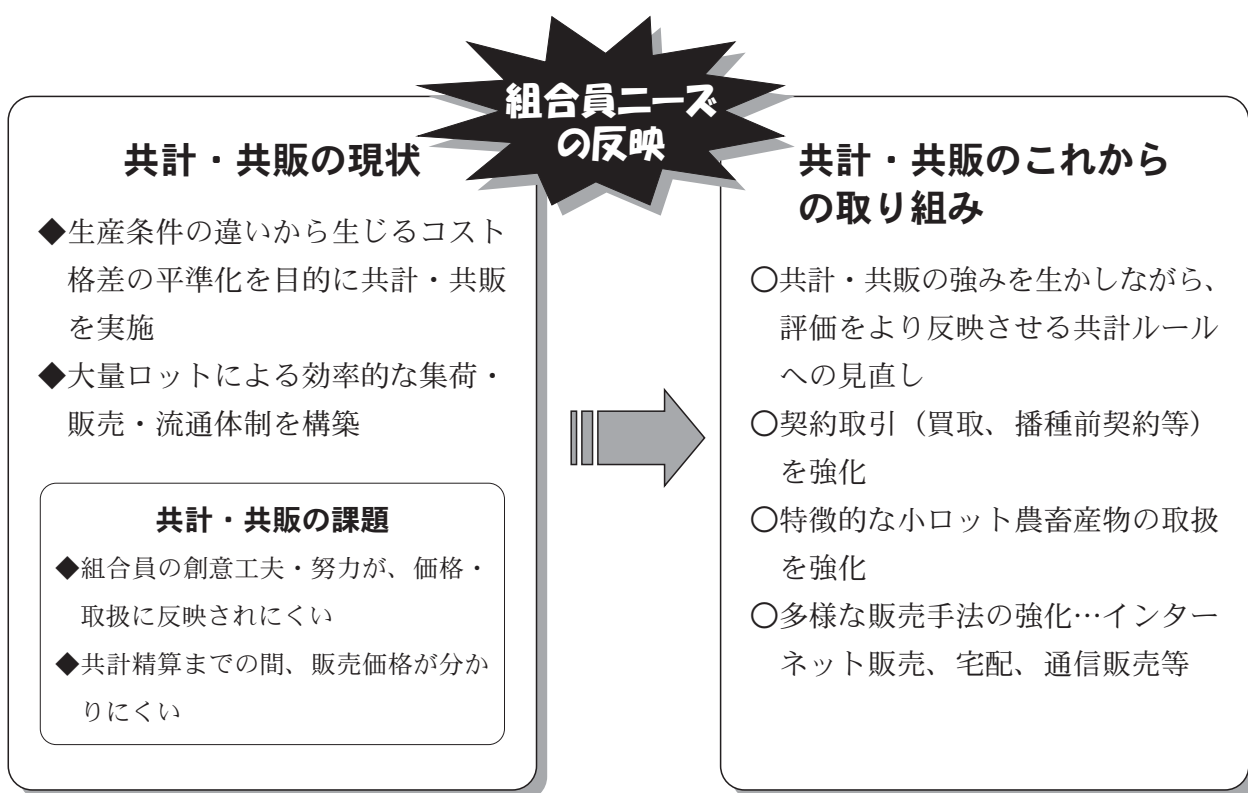
☞ 共同販売とは

農畜産物の販売事業において、市場に計画的かつ大量に販売することで価格形成に影響を持ち、農畜産物価格を安定させるとともに、消費者ニーズを踏まえた計画的な生産・出荷によって市場で有利な販売を実現する販売方式。

☞ 共同計算とは

ある一定期間内に出荷した同品質の農畜産物について、その期間内の販売収入や販売経費をプール計算（総額の配分）により精算する方式。

【共計・共販の「現状」と「これからの取り組み」】



2. 営農基本技術の励行と生産から販売までのトータルコスト低減

営農基本技術の励行、経営管理の高度化等を実践しながら、生産から販売までのトータルコスト低減等を通じて、組合員の農業所得20%増大を実現します。

【コスト削減に向けた実践例】

組合員の実践		J A の実践		連合会・中央会の実践
営農基本技術の励行 (適正施肥・防除、飼養・ 草地管理等)	サポート・ 一体的運営	予約購買推進	サポート・ 一体的運営	予約購買推進
機械・施設の効率的利用		生産資材のコスト低減と 安価供給		生産資材のコスト低減と 安価供給
経営分析による経営改善		施設の集約・整備や相互 利用		施設の集約・整備や相互 利用の支援
省力・低コスト生産技術 の導入		組勘データ活用による経 営改善支援		組勘データ活用による経 営改善支援
		省力・低コスト生産技術 の普及		省力・低コスト生産技術 の普及支援

(1) 「農業所得20%増大」に向けた更なるコストの低減

ア. 営農基本技術の励行

- 営農基本技術（適正施肥・防除、輪作・適地適作の実施、飼養・家畜衛生管理、草地管理、生産履歴の記帳等）の確実な実践、農業情報（データベース）の活用、機械・施設の効率的活用（共同化）によって、更なるコストの低減に取り組みます。

イ. 経営管理の高度化

- 各経営における生産資材・施設、作付規模・作物構成、労働力等の要素に基づいて、経営管理（分析・検討）しながら経営改善（高度化）に取り組みます。

ウ. 生産から販売までのトータルコスト低減

- とりまとめ購買による事業量結集によって安価供給を実現しながら、原料調達コストの低減や、製品製造・供給体制・保管拠点の合理化等を通じて生産資材の更なるコスト低減と安価供給に取り組みます。
- 直近の燃料費の高止まりや物流規制等によって物流コストが上昇している中、物流機能の安定化と物流コストの更なる低減に向けて取り組みます。

エ. 低コスト生産技術の実現

- 機械・施設の共同利用による新たな投資の抑制と、試験研究による省力化・低コスト化など効率化によるコスト低減やスマート農業※の普及に取り組みます。

※ スマート農業：ロボット技術やＩＣＴ（情報通信技術）等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業

【取り組み事例】専門部署の設置による環境保全型農業の推進

組合員・ＪＡ・行政が一体となり設立した「とうや湖クリーン農業協議会」が環境保全型農業を積極的に推進。

ＧＬＯＢＡＬ ＧＡＰ等の第三者認証取得、土壌分析に基づく適正施肥設計の実施、リターナブルコンテナの積極的使用、雪蔵貯蔵におけるクリーンエネルギーの活用、などを実践。

今後もクリーン技術の普及定着及びクリーン農業の取り組み拡大により、生産効率を向上させ農家経済の安定を図り、持続的な農業経営の展開を目指す。（ＪＡとうや湖）

「ＪＡによる農業振興の取り組み事例集（ＪＡ北海道中央会）」より

【取り組み事例】「営農計画書」を活用した経営の高度化

毎年作成する営農計画書を過去の収支推移からの推計にとどめず、当年の作付品目や使用する資材、投資計画に応じて、収支を試算する様式としている。さらに、営農計画書に経営分析を組み込み、営農開始前（期首）の経営状況と計画による期末の経営状況とを比較することで、投資判断等の経営方針の確認を促している。（道内ＪＡ）

3. 力強く持続可能な農業を支える担い手の確保・育成

「地域から人を減らさない」強い認識のもと、地域の担い手は地域で育成することを基本に、担い手の確保・育成に向けた取り組みの加速や、担い手の経営サポートなど、地域で連携・協同した取り組みによって、担い手の減少に歯止めを掛けます。

そして、今ここにいる担い手の農業経営を守り、次代に継承することによって、新規担い手倍増を実現します。

また、連合会・中央会は、地域での担い手確保・育成に向けた一層の取り組みを強力にサポートします。

【担い手確保・育成に向けた実践例】



(1) 地域の総合力発揮による担い手確保・育成に向けた取り組みの加速

ア. 地域における担い手確保目標の設定

- 担い手や地域農業の状況を踏まえ、将来の地域農業を支える担い手の確保目標を設定のうえ、担い手確保に向けた具体的取り組みを加速します。

イ. 地域における研修・就農システム等の策定

- 地域内連携による研修・就農システム等の策定によって、農業後継者・新規参入者に対する一貫（相談・研修から就農・定着まで）した担い手の確保・育成対策に取り組めます。

ウ. 担い手確保の取り組み

- 親子間継承が促進される環境の整備とともに、雑誌・メディア等を活用した人材募集活動・PR活動（農の魅力発信）や、高校・大学等と連携した人材育成、奨学金等による農業就業への道筋づくりなど、農業に人を呼び込む仕掛けづくりに取り組めます。

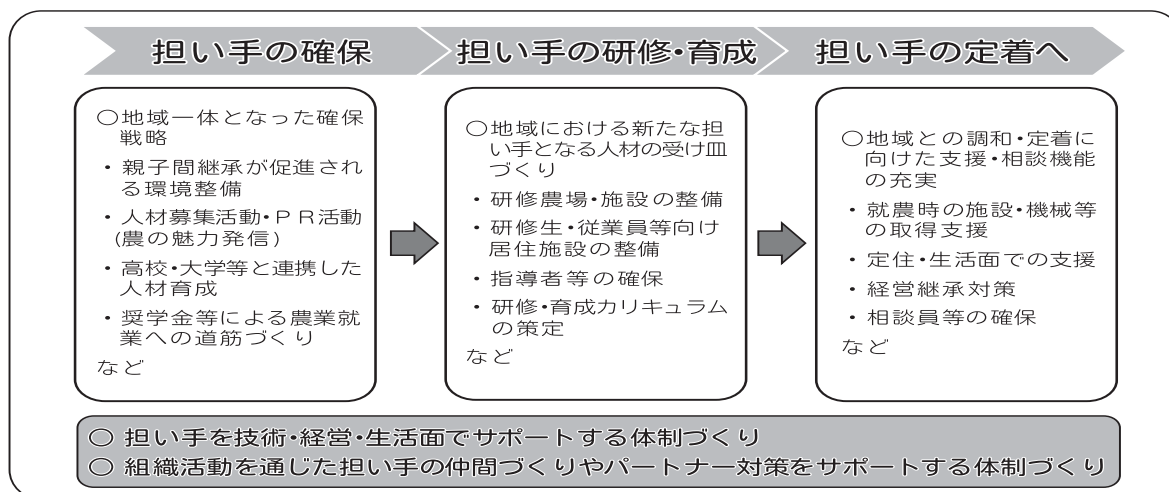
エ. 担い手研修・育成の取り組み

- 地域特性に応じた技術や経営に関する研修等の人材育成カリキュラムを整備し、研修農場・施設や研修生・従業員等向け居住施設等の整備、指導者等の確保など、JA・市町村段階における新たな担い手となる人材の受け皿となる組織や仕組みづくりに取り組めます。

オ. 担い手定着への取り組み

- 就農時の金銭的負担や不安などの軽減に向け、農地・施設・機械等の取得支援、金融・技術面での支援、定住・生活面での支援、相談員の確保など、担い手の定着に向けた支援・相談体制の充実に取り組めます。

地域における担い手確保・育成システム



【取り組み事例】行政・ＪＡが一体となった担い手確保・育成の取り組み

幕別町農業振興公社において後継者や新規参入希望者を対象とした研修事業「まくべつ農村アカデミー」を展開。

- リーダー研修：30～40代の後継者向けに座学研修と先進地等視察研修を実施
- ニューファーマー研修：新規学卒者・Ｕターン者（農家子弟）・後継者の配偶者向けに座学研修と先進地等視察研修を実施
- フロンティア研修：新規参入希望者向けに座学研修と就農予定地域における実践研修を実施
- 短期農業体験：短期での農業体験希望者とフロンティア研修受講希望者向けに座学研修と農業体験を実施

※ 町から就農認定を受けた者には、制度資金金利助成、賃借料の半額助成（農地、機械、施設）、農用地固定資産税相当額助成分が、町から5年間奨励金として交付される。

（ＪＡ幕別町、ＪＡさつない、ＪＡ忠類、ＪＡ帯広大正）

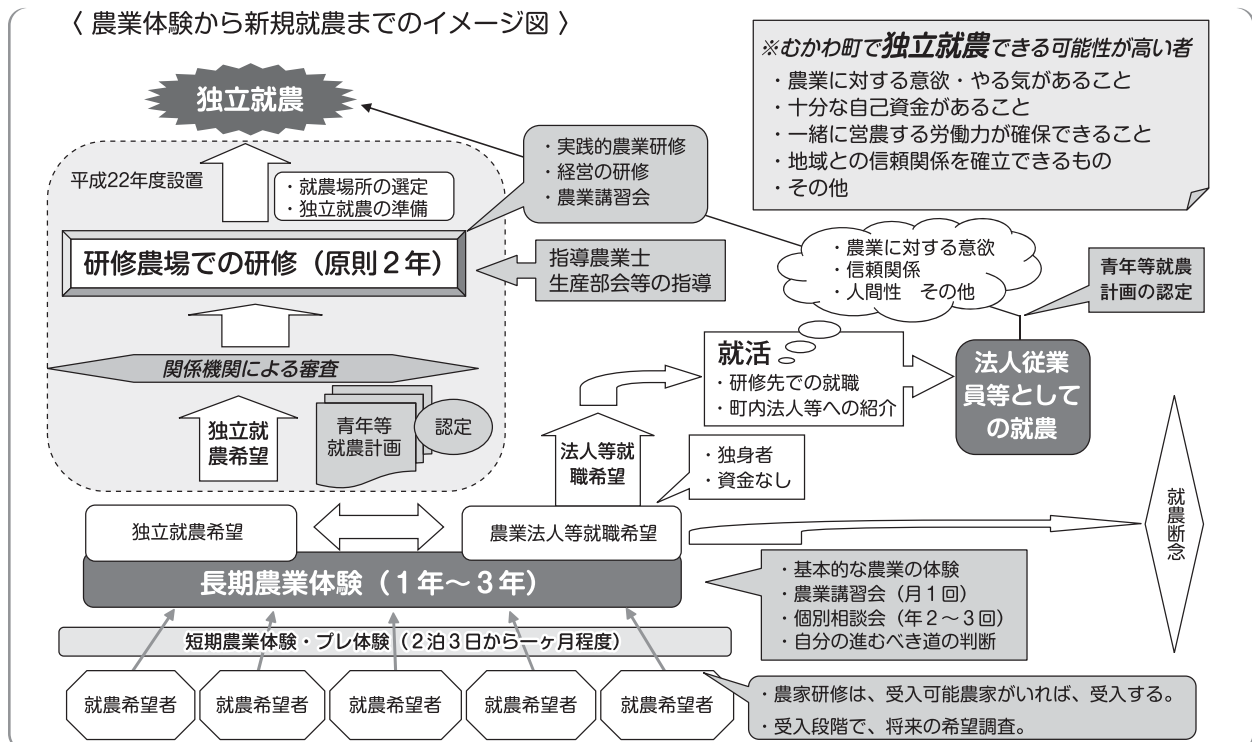
「ＪＡによる農業振興の取り組み事例集（ＪＡ北海道中央会）」より

【取り組み事例】地域行政と一体となった新規就農者確保に向けた取り組み

「むかわ町地域担い手育成センター」では、むかわ町新規就農等受入協議会と連携し、新規就農者・実践研修者の募集や支援を実施。長期農業体験を終えた後、独立就農希望のある研修生向けに「むかわ町地域担い手育成センターむかわ就農研修農場」を運営。

（ＪＡむかわ）

〈農業体験から新規就農までのイメージ図〉



「ＪＡによる農業振興の取り組み事例集（ＪＡ北海道中央会）」より

(2) 担い手が資源や技術をフル活用できる環境整備・経営サポート

ア. 労働支援組織サポート

- 生産現場の知恵と工夫のもと創りあげられてきた労働支援組織（コントラ、ヘルパー、哺育・育成センター、TMRセンター等）の更なる機能強化によって担い手の労働負担軽減と労働力補完に取り組みます。

イ. 雇用確保サポート

- 規模拡大や経営の多様化等によって労働力不足が深刻化する中、農業経営や労働支援組織での労働力確保・定着に向け、就業・居住環境の整備等も合わせた地域外からの労働力確保や、シルバー世代も組み入れた地域内での労働力確保に取り組みます。

ウ. 農業法人サポート

- 集落単位等の現状を踏まえ、地域のあるべき将来の姿を見据えた中で、農業法人の設立と運営の支援を行います。
- 法人設立時の多様な資金ニーズに対する融資に加え各種ファンドを活用し、多様な資金調達手段を提供するとともに、法人運営支援のための相談・支援機能の充実に取り組みます。
- 新規就農者の研修の場、雇用確保の場、コントラ等オペレーター確保の場、将来的な新規就農の場としての機能を担い、担い手不足や条件不利農地の荒廃拡大を防ぐために、JA出資による農業法人の設立を進めます。
- JA出資型農業法人への連合会による出資・協力によって、生産基盤の維持・強化に取り組みます。

エ. 参入企業との連携

- 企業の農業参入に対し、地域と協調する姿勢や企業が持つノウハウ等の活用可能性を見極めたうえで、地域農業の担い手として位置付け、連携強化を図ります。

地元企業との更なる連携によって、担い手の労働負担軽減と労働力補完に向けた農業支援に取り組みます。

オ. 農地・機械等有効活用サポート

- 市町村・農業委員会と連携し、農地の有効活用に向けた農地利用調整、担い手への集約・集積、遊休農地の発生防止・解消に取り組むとともに、省力化・低コスト化に向けた機械・施設の共同利用、共同作業の推進に取り組みます。

カ. 農業技術サポート

- 営農基本技術の確実な実践とともに、省力化に向けた機械・品種・技術等の導入やスマート農業の普及に取り組みます。

キ. 経営管理サポート

- 営農情報の蓄積・活用によって組合員自らの経営管理の高度化のサポートに取り組みます。

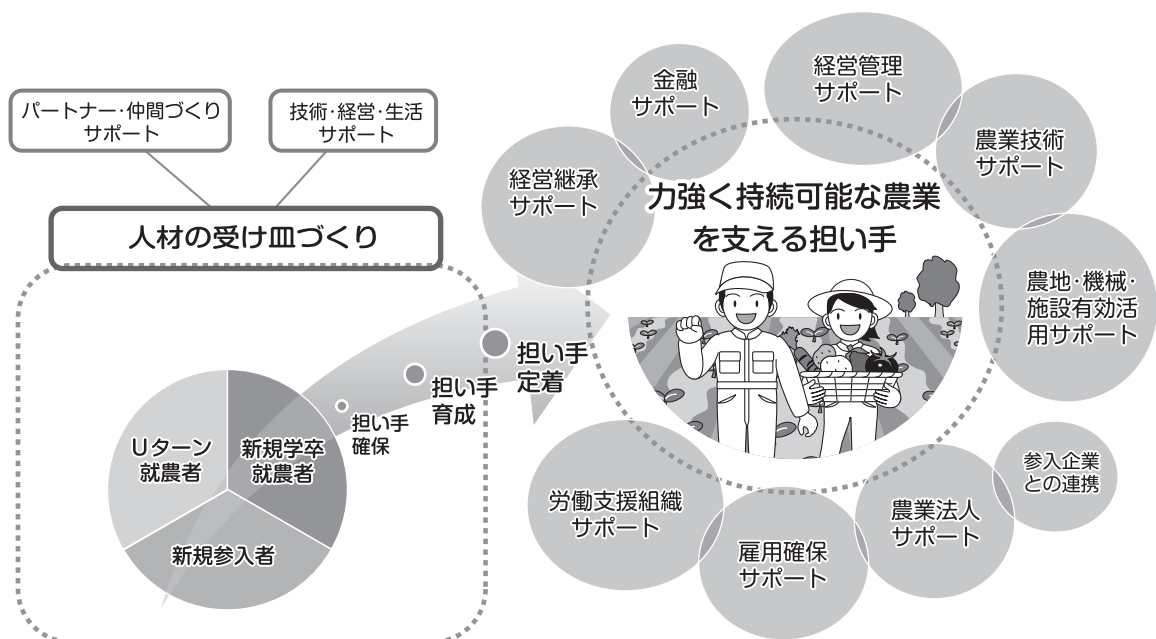
ク. 金融サポート

- 担い手が安心して規模拡大・投資等が行えるよう、担保や保証人に過度に依存しない融資手法の導入を行い、金利負担の軽減による融資に加えファンド等による資金調達の仕組の構築に取り組みます。

ケ. 経営継承サポート

- 農村での知恵と経験豊かなシルバー世代による支援（労働力・技術力）のもと、家族経営や農業法人の有形・無形資産の継承に取り組みます。
担い手の経営継承の一つの手段として第三者経営継承にも取り組みます。

「力強く持続可能な農業を支える担い手」の環境整備イメージ



平成27年3月現在で、JAの組合員戸数のうちおよそ10%が法人に所属。
農業経営上の効果として、分業化・専業化により農業技術が高位平準化され、効率化で生まれた労働力を活かした野菜作導入等により生産量が増大。
地域への効果として、遊休農地の発生防止として有力な農地の受け手となり、地価下落を抑制。
後継者の育成として、農業分野以外からの人材確保が円滑に進み、地域に対する雇用の創出効果も生まれている。
(JAなんぼろ)

地域農業者の減少、それに伴う地域の衰退、農地利用の減少を防ぐため、ＪＡでは地域主導による「第三者経営継承」の取り組みを推進。

ＪＡでは、地域の合意形成、移譲者・新規参入者間の継承に向けた調整、新規参入者への資金面・技術面でのフォローアップ等のため、バックアップチームを組織し、新規参入者や移譲者に対して資金面・技術面・心理面も含め全面的に支援。

（ＪＡけねべつ）

■ メモ ■

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

4. 道産農畜産物の海外への発信や北海道型 6 次産業化の展開

和食の無形文化遺産登録や海外における日本食ブームを踏まえ、北海道の農畜産物がもつ美味しさなどの魅力を世界の食卓に発信し、道産農畜産物の需要喚起と北海道ブランドを構築します。

組合員の所得向上や地域社会の活性化、地場産農畜産物の付加価値向上に向けて、大規模かつ専門的な経営体を主体とする本道農業の特徴を踏まえ、J A 組織を主体とした北海道型の 6 次産業化や農商工連携に取り組めます。

(1) 道産農畜産物の海外への発信

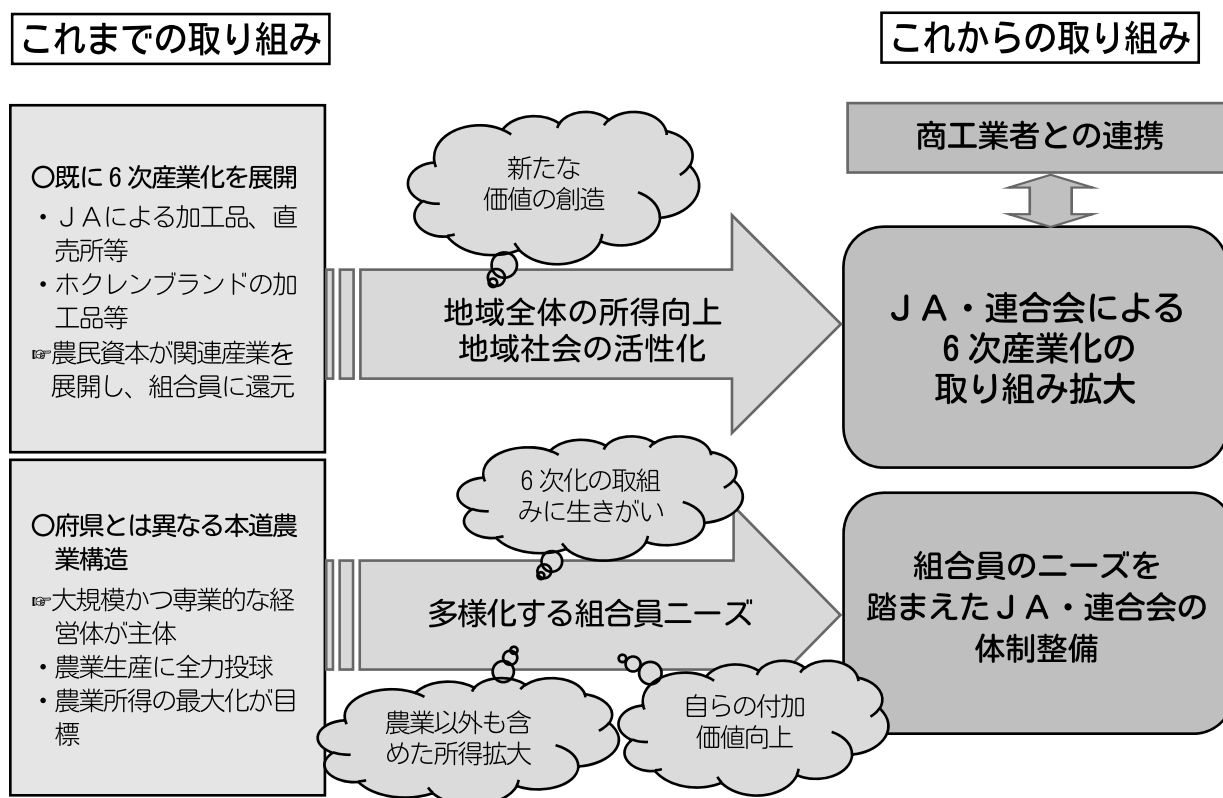
- 輸出相手国の貿易ルールを把握した上で継続した販路の確保を行い、海外におけるブランド形成を展開します。
- 道産農畜産物の輸出と連動した外国人観光客への P R 活動を行います。
- アジア圏を中心とした米や青果物の輸出拡大を図ります。
- 新たな海外向け L L 牛乳・乳製品の開発と販売促進を強化します。
- 海外における「北海道」の知名度を生かした道産食肉の輸出拡大に取り組めます。

(2) 北海道型 6 次産業化・農商工連携の取り組み

- 道段階においては、関連する情報の収集と J A・組合員に対する情報提供を行います。また、連合会が有する流通・加工業者との人脈を活かした情報提供とマッチングを行います。
- J A においては、6 次産業化の取り組みを希望する組合員のニーズを把握し、支援体制を整備します。また、加工技術・販売力を持つ企業との連携を進め、技術や P R 手法の確立を図ります。
- 6 次化産品を地元の量販店や直売所、道の駅、観光施設等、地域内のつながりを活用して販売を行うとともに、道段階においては道内 6 次化産品を集結した販売チャネルを確立します（量販店でのフェア開催、ネット・カタログ販売、観光業界との連携）。
- 農業関係者と商工業者が互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組む農商工連携に取り組めます。



【北海道が考える 6 次産業化・農商工連携の取り組み】



【取り組み事例】 J A による 6 次産業化の取り組み

美瑛選果による付加価値向上の取り組み

《経過》

- ・ 年間100万人以上の観光客が訪れているが、農産物の付加価値につながらないなどの課題。
- ・ 平成16年、年齢や役職の枠を超えたチーム編成による新たなマーケティング対策プロジェクトが発足。目標を「ブランド構築事業の取り組みによる販売強化」として設定。
- ・ 平成19年、美瑛の農業の情報発信拠点・ショールームである「美瑛選果」を開設。

《取組内容》

- ・ 野菜のおいしさを知ってもらうため、試食コーナーを常設。その上で買ってもらう「選果市場」、プロの料理人による「レストラン・アスペルージュ」と、テイクアウトの「選果工房」から構成される。
- ・ 平成23年には「美瑛選果新千歳空港店」がオープン。25年には美瑛産小麦「ゆめちから」のアンテナショップとして「美瑛小麦工房」を併設。
- ・ 年間10万人以上が訪れる施設となり、地元産農畜産物の優位販売に寄与。

「J A による農業振興の取り組み事例集（J A 北海道中央会）」より

5. 組合員の意志結集による農政運動の展開

農業所得20%増大に向けて、組合員やJ A・連合会、関係機関・団体による自らの取り組みを行いつつ、生産現場の実態に即した必要な政策・支援策を国などへ求めていきます。取り組みにあたっては、組合員への情報提供と意見積み上げの徹底、組織を挙げた運動展開を図ります。

大筋合意をしたT P Pについては、国会決議と合意内容の整合性について説明責任を果たすよう強く求めるとともに、組合員の不安を払拭し、将来にわたり希望を持って農業に取り組める環境を全力で作りに上げていきます。

また、今後の貿易交渉にあたっては、持続可能な北海道農業の確立にむけて、政府・与党に断固たる姿勢で臨むよう働きかけの強化と、国民・道民への理解促進活動に取り組みます。

(1) 政策要求に向けた意志結集

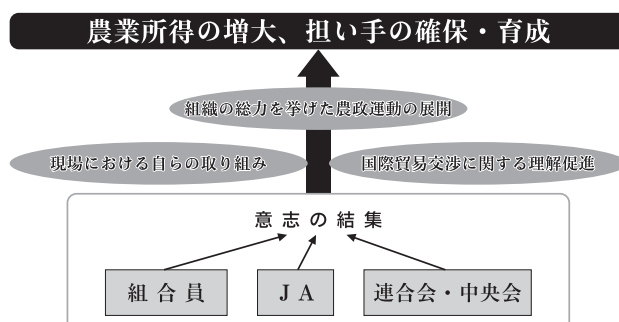
- グループ全体の方向性や政策提案の決定にあたっては、組合員への情報提供と、組合員からの意見積み上げによる意志結集を徹底したうえで取りまとめるとともに、J Aグループの総力を挙げた運動展開を図ります。

(2) 所得拡大に向けた政策の確立

- 農政運動の展開にあたっては、農業所得の向上につながるよう必要かつ十分な予算確保に努めるとともに、生産現場の実態に即した実効性ある政策の確立に向けて取り組みます。
- 「食料・農業・農村基本計画」など国の方針等に掲げる目標実現に向けて、中長期的に安定した実効性ある施策の確立を求めます。
- 制度・政策の効果的かつ最大限の活用に向け、組合員への情報提供と事務支援を行います。

(3) 貿易交渉対策の推進

- 今後の全ての国際貿易交渉に関して、本道農業・農業経営に悪影響を及ぼすことがないように、政府・与党への働きかけを強化します。
- T P Pについては、協定署名・批准・発効などの手続きに相当の時間を要するため、今後とも合意内容の検証を進めるとともに、中長期的影響も見据えた必要な対応・対策を政府・国会に対し、適宜求めていきます。
- 併せて、食の安全・安心の確保やI S D S、医療制度の見直しなど、国民のT P Pに関する懸念事項についても、その払拭までの運動を「T P P問題を考える道民会議」との連携の下、展開するとともに、食料安全保障や農業・農村の果たす機能などに関する理解促進をはかり、国産農畜産物に対する支持と信頼を確保していきます。



（Ⅲ．大会議案）

【議案第2号】

**北海道550万人と共に創る
「豊かな魅力ある農村」の実現**

議案第2号

－ 北海道550万人と共に創る「豊かな魅力ある農村」の実現 －

-
1. J Aグループ北海道は、北海道の皆さんと組合員が食料を通して相互に支えあえるよう魅力ある北海道の農業・食料やJ Aの意義・役割を伝え、消費者から安全・安心な道産農畜産物の価値が評価され、選ばれる農業・J Aをめざします。

そのために消費者の想いを抱きながら、一人ひとりが消費者・地域住民に、農業の魅力を発信します。

2. 農業・J Aの意義・価値を知ってもらうために、消費者・地域住民・地域の関係団体・他産業とのネットワークづくりに取り組むとともに、地域農業の振興を通じて、北海道の皆さんと一緒に、まちづくり・地域の振興に貢献します。

そして、消費者・地域住民とつながりをもった中で、豊かさと誇りを実感できる魅力ある農村を実現します。

以上を実現するために、つぎの基本目標と実践方策を設定し、意志結集による協同の成果を発揮します。

基本目標2**食と農を通じて北海道550万人と「つながり」を実現**

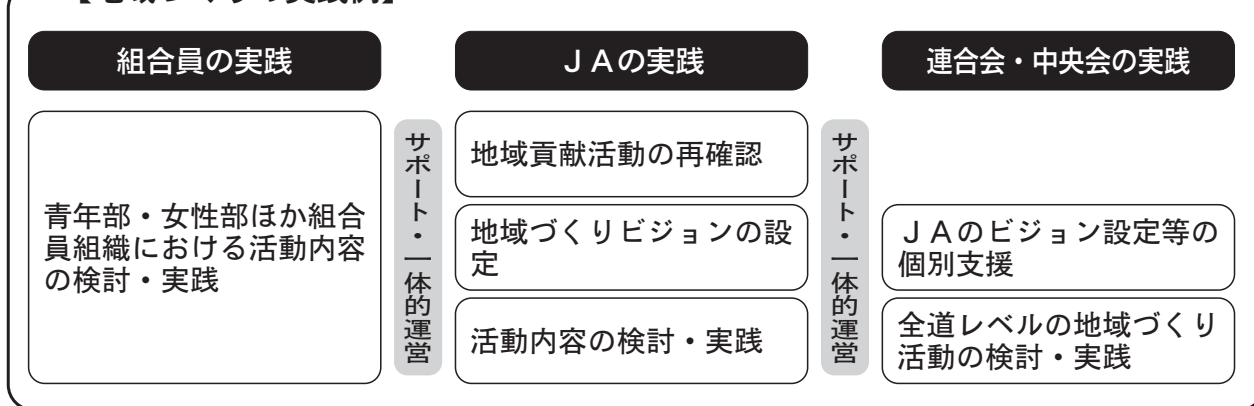
実践方策

1. 農業の魅力を生かした地域づくり
2. 地域のつながりを守るための基本インフラ（生活基盤）づくり
3. 道民と食と農でつながるサポーター550万人づくり

1. 農業の魅力を生かした地域づくり

これまでも私たちは農業が持つ魅力を通じて地域に貢献してきましたが、多くの地域で人口減少が見込まれる中、これを克服し「豊かな魅力のある農村」を実現するため、さらなる活動を展開します。

【地域づくりの実践例】



(1) 農業の魅力と地域貢献活動の再確認

今後の地域づくりに向けた関わりや活動を考えるにあたり、まずは現状をしっかりと把握します。

農業が地域経済に及ぼしている影響や、農業が身近にある暮らしの豊かさなどについて、私たち自身が改めて確認・共有するとともに、現在行っている地域貢献活動の実態や効果について振り返りを行います。

(2) 地域づくりビジョンの設定

農業は、地域の経済や生活環境、自然環境、文化など様々な事柄に対し、様々な形で関わっていますので、地域づくりに係る私たちの活動も非常に多岐に渡ります。

そのため、個々の活動がより大きな効果を上げるため、さらに活動相互の相乗効果が発揮されるために、しっかりとしたビジョンを設定し、それに基づき全体的かつ長期的な視点で活動内容を検討します。

(3) 地域づくりに向けた活動内容の検討

J Aの組合員（青年部・女性部・生産部会など）、J Aならびに連合会・中央会の役職員が、それぞれの立場から、自らの活動内容を考えます。

さらに地域づくりには、広い見地からのアイデアや情報、一緒に活動する仲間が不可欠です。そのため多くのサポーターにも参画頂けるよう、様々な機会を作っていきます。

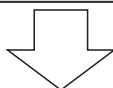
また検討したことを確実に実践していくために、事業計画などの策定を通じて、それぞれの活動内容を調整するとともに、体制や予算などの確保をします。

さらに、地域の多くの関係先と協力して地域づくりを進めていくために、各市町村ならびに北海道で策定する「地方創生総合戦略」にも積極的に参画します。

【取り組み事例】北海道農協青年部協議会が取り組む「教員を対象とした農村ホームステイ事業」

北海道農協青年部協議会は、平成25年度に地域の学校教員への「農村ホームステイ事業」（農村生活宿泊体験）を道内4地区で実施。平成26年度は道内12地区に拡大するとともに、北海道教育委員会が道内栄養教諭の初任者研修の一環としても同事業を実施。地域の学校教員への食農教育活動を通じて、次世代に向けた「食と農の伝承」や「農業の魅力を生かした地域づくり」を実践している。

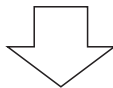
農業の魅力と地域貢献活動の再確認



地域づくりビジョンの設定

地域の将来像(ありたい姿)

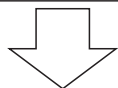
地域への関わり方(方針)



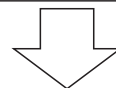
地域づくりに向けた活動内容の検討

<活動内容を考える際のキーワード>

経 済	・農業や関連産業による雇用の創出 ・就農研修施設の設置や農住環境の整備などによる移住・定住の促進 ・地域の行政や教育機関、企業などと連携した移住者募集 ・他産業と連携した観光資源や地域ブランド産品（特産品）の開発 ・再生可能エネルギーの生産や利用によるエネルギー対策への貢献
生 活	・直売所などを通じた新鮮で安全な食料の提供 ・農事組合などを通じた暮らしのサポート ・農業・農村の機能を生かした子育て環境の整備 ・農作業による心身の健康増進効果等を生かした健康福祉環境の整備 ・都市農業の機能発揮と都市住民の理解促進
自 然	・緑と水と空気の保全 ・景観の保全
文 化	・食農教育活動などを通じた食と農の文化の伝承 ・都市農村交流などを通じた農村の価値や暮らしの理解促進



事業計画など

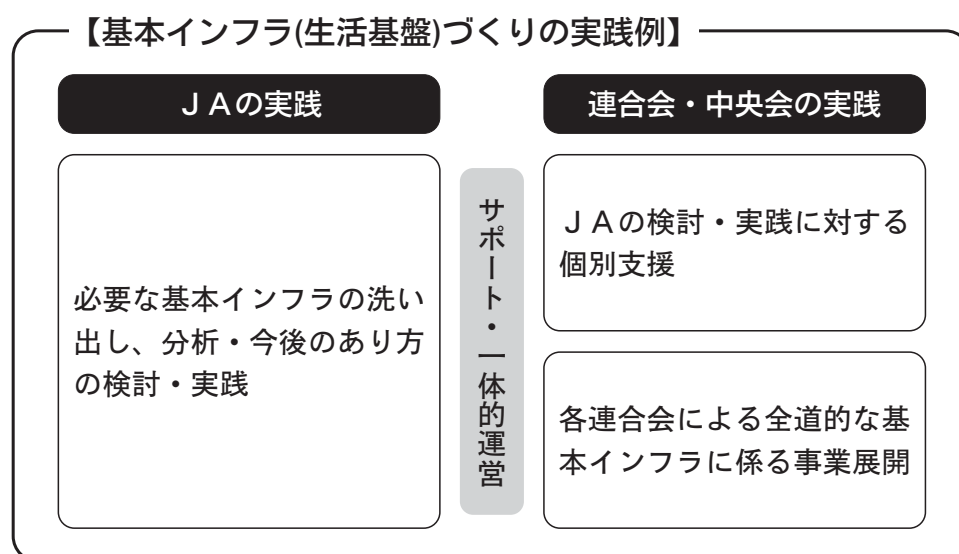


地方創生総合戦略

2. 地域の暮らしを守る基本インフラ（生活基盤）づくり

多くの地域において、そこに住み、生活していくうえで欠かせない基本インフラ（生活基盤）の維持・発展が大きな課題になっています。

国の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の中でも「小さな拠点」の形成が掲げられていますが、地域に根ざした協同組合として、また組合員が農業に専念できる環境を守るために、基本インフラ（生活基盤）の維持・発展の一翼を担っていきます。



私たちは、これまでも買物機会の確保、燃料の供給、金融サービスの提供、医療・福祉拠点の整備、災害の予防や発生時の対処、地域コミュニティの確保などに対し、その全部あるいは一部を行うことで、基本インフラ（生活基盤）の一翼を担ってきましたが、地域を取り巻く環境が変化中、必要な機能や施設を維持し、地域住民のニーズにきめ細かく応えていくためには、地域の様々な関係先（行政・企業・NPO法人・学校・病院・福祉施設など）との連携が益々重要になってきています。

そのため、様々な関係先とともに、今後の基本インフラ（生活基盤）のあり方や各々の役割、連携の方法などを考えるとともに、J Aが持つ強みを生かして、積極的にその一翼を担っていきます。

【参考】：「小さな拠点」（多世代交流・多機能型拠点）の形成

- 買い物等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域の福祉ニーズに対応した生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点（多世代交流・多機能型）」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

施策イメージ

地域における取組例

【施設の集約】

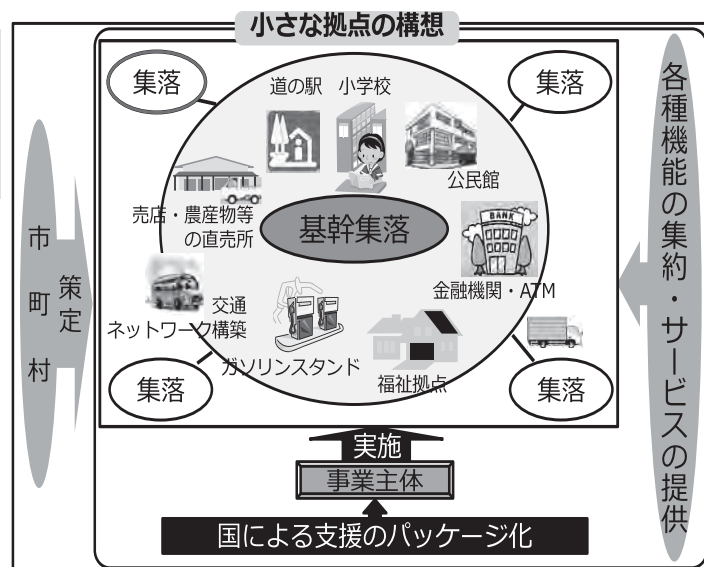
○廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再構築、「道の駅」における地域拠点機能の強化

【交通・輸送や買物機会の確保】

○コミュニティバスやデマンド交通等による移動手段の確保や、宅配などの買物支援サービスの維持・改善

【燃料の供給】

○地域コミュニティに必要な燃料供給維持のためサービスステーションの経営基盤強化等



【地域コミュニティの活性化】

○文化・芸術、スポーツ活動、学習活動の推進等による地域コミュニティの維持・活性化

【ICTの利活用・環境整備の推進】

○ICTの利活用・環境整備の推進による地域サービス水準の維持・向上

【福祉拠点の整備】

○縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備

【取り組み事例】「基本インフラ（生活基盤）づくり」への貢献

《JA》

移動購買車を活用した高齢者等買物難民へのサービス提供、女性部ボランティア活動による高齢者宅への手作り赤飯と豆腐の宅配、長期化停電発生時の電気供給車への給油体制の確立、地元行政との災害時における生活物資供給協定の締結、暴風雪時の駐車場提供や避難場所としての会議室開放 など

《連合会》

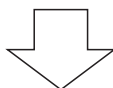
AED寄贈（信連）、キープクリーンウォーターエコプロジェクト〔河川・海の清掃活動〕（ホクレン）、交通安全教室、救急車寄贈（以上、共済連）、医療技術体験セミナー、住民向け公開講座（以上、厚生連）など

■ メモ ■

必要な基本インフラ(生活基盤)の洗い出し

< 例えば >

「買物機会の確保」「燃料の供給」「金融サービスの提供」「医療・福祉拠点の整備」
「災害の予防災害発生時の対処」「地域コミュニティの確保」など

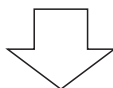


各基本インフラ（生活基盤）の分析

< 分析の視点 >

J A の 関 わ り	各基本インフラ（生活基盤）に対し、J A は現在どのような機能や役割を発揮しているだろうか。
需 要 の 変 化	今後の地域人口や年齢構成の変化などにより、需要はどう変わるだろうか。
ニ ー ズ の 変 化	地域住民の価値観や欲求、悩みなどはどう変わるだろうか。
関係先のノウハウ	どのような関係先(※)が、どのようなノウハウを持っているだろうか。
関係先の施設設備	どのような関係先(※)が、どのような施設設備を持っているだろうか。

※ 関係先～地域の行政・企業・NPO法人・学校・病院・福祉施設など



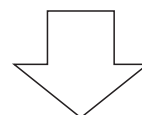
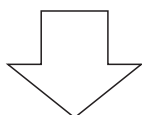
今後のあり方

「今後は各基本インフラ（生活基盤）をどのように維持・発展させていくべきだろうか。」
「その中でJ A はどのような機能・役割を担っていくべきだろうか。」

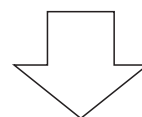
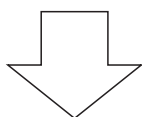
■ メモ ■

基本インフラ(生活基盤)のあり方 ～検討イメージ～

必要な機能	買い物機会の確保 身近なお店で、生活必需品+αの楽しみを	地域コミュニティの確保 ふれあいの場、憩いの場、語らいの場
-------	---------------------------------	----------------------------------



JAの関わり	・ A コープ・資材店舗を運営 ・ 施設更新と収支確保が課題	・ 事務所内に打合スペースあり ・ 解放時間、利用方法に制限あり
将来予測	<需要の変化> ・ 今後とも郊外型大型店が一定のシェアを維持（あるいは拡大） ・ 地域内の総体的な需要は減少 <ニーズの変化> ・ 新鮮で良質な生鮮品を毎日少しずつ買いたいというニーズが増加 ・ 惣菜・加工品など調理の手間を省ける食材の需要が増加	<需要・ニーズの変化> ・ 地域の行事や助け合い活動などが減少、あるいは参加希望者の減少により、ふれあい機会も減っているが、一方で気軽に会話を楽しめるような場を求める声は増えている ・ みんなが集まれる飲食店・居酒屋などへの需要はあるものの、経営主の高齢化等により店は減っている
関係先	コンビニ〇〇店 <ノウハウ> ・ 惣菜・加工品の開発・品揃えが強み ・ 多頻度少量配送を実現 <施設設備> ・ 立地や駐車場確保に難	町役場 <施設設備> ・ 町の中心に遊休地（旧役場跡地）保有 ※近日中にJAや商工会などをメンバーとした地方創生協議会を設置する予定（その中で旧役場跡地の活用方法についても検討）



今後のあり方	○旧役場跡地に複合商業施設を設置（地方版総合戦略に反映）（JAのA コープ・生産資材店舗、コンビニ、町内の飲食店などを集約） ○店はJAとコンビニの共同運営 ○地域コミュニティの拠点としての機能（飲食の場やイベント会場等）を整備
--------	--

3. 道民と食と農でつながるサポーター550万人づくり

北海道の食（道産農畜産物やその加工品）や農（農業、農村、農家）を応援し、JAの事業利用や組織活動に関わりを持って、共に参加・行動していただける仲間を『サポーター』と呼び、サポーター550万人づくりを全道運動として展開し、国民的合意・期待のもと日本の食料基地「北海道」としての役割を果たします。

【サポーターづくりに向けた実践例】

組合員の実践	JAの実践	連合会・中央会の実践
身近な人々からのサポーターづくり	地域におけるサポーターづくりの企画（戦略立案）・運営	サポーターづくり全体の企画（戦略立案）・運営・管理
「食べる・利用する・参加する・行動する」に関する情報提供	「食べる・利用する・参加する・行動する」に関する情報提供	「食べる・利用する・参加する・行動する」に関する情報提供
SNS等の活用による地域住民への食・農業の魅力発信	JAのホームページやSNS等の活用による地域住民への食・農業・JA事業の魅力発信	札幌市など都市住民に対する全道・全国レベルでの情報発信

（１）サポーターの定義

「1.食べるサポーター」「2.利用するサポーター」「3.参加するサポーター」「4.行動するサポーター」など
食と農でつながる550万人の仲間づくり

4.....「行動する」サポーター

JAグループ北海道と食と農で強くつながり、共に行動していただける仲間



3.....「参加する」サポーター

JAグループ北海道と様々な媒体・活動を通じて交流していただける仲間



2.....「利用する」サポーター

JAの事業・施設を利用していただける仲間



1.....「食べる」サポーター

安全・安心・美味しい道産農畜産物やその加工品を優先して安定的に購入していただける仲間



..... 食と農でつながる550万人の仲間づくり

(2) サポーター550万人づくりへの取り組み

ア. これまでの各ＪＡ・連合会・中央会が取り組んできた協同活動の理解促進や広報、生活文化、組織育成、地域社会への貢献活動等について、今後さらにＪＡと組合員（正・准）とその家族、関連組織や地域とのつながりを強化するとともに、サポーターづくりを取り進めます。（「北海道版ＪＡ教育文化活動」として位置付ける）

イ. 新たな取り組みの一つとして、ＪＡグループ北海道独自に、サポーター共通の『プラットフォーム（情報の掲示板）』となるアプリ等を開発し、情報発信します。

生産者やＪＡの直売所を中心にサポーターがＪＡグループの事業・関連施設を利用しやすくなるために「直売所等を巡るポイントラリー機能」「今日のおススメ農畜産物情報」「地域お楽しみ情報」等の機能を持った実用的なアプリとします。

◆サポーター向け情報（例）

【食べる情報】

- ・旬の野菜や、意外に知られていない地元の農畜産物、地元食材を活用した美味しい料理レシピ、生産者情報等、サポーターが欲しい直売所の情報をタイムリーに発信します。
- ・テレビ広告、ホクレンＧＲｅｅｎ、くるるの杜等により旬の農畜産物情報を発信します。

【利用する情報】

- ・組合員や地域住民にＪＡだより、コミュニティ誌も含め、ＪＡグループ各事業のキャンペーン情報を発信します。
- ・農畜産物のインターネット販売・宅配等の情報を発信します。
- ・健康寿命の延伸を目指し、元気なシニア世代に対し病気予防に向けた情報発信にも努めます。

【参加する情報】

- ・農業祭、収穫祭、農業体験ツアー、農村ホームステイ、ファームレストラン等のイベント情報や食農教育、生活文化教室、援農ボランティア等の地域貢献活動を青年・女性の視点も含めた中で積極的に企画し情報発信します。

【行動する情報】

- ・サポーターと共に行う北海道の食と農、地域、環境を守る諸活動等に関する情報を発信します。

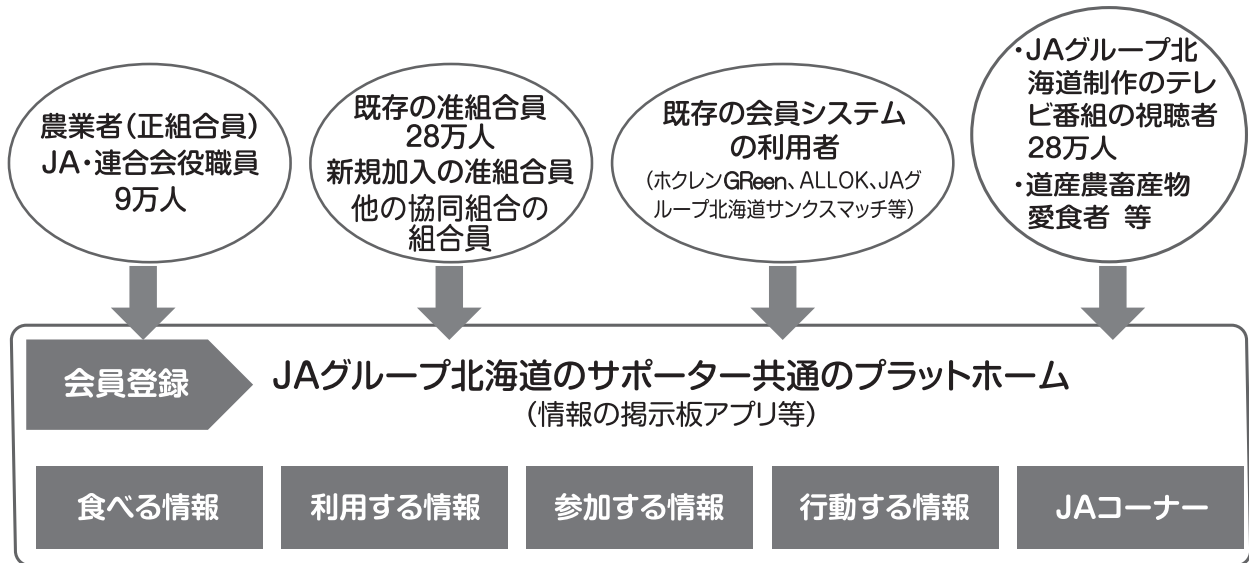
【ＪＡコーナー（ＪＡ別情報）】

プラットフォームに、ＪＡコーナーを設け、イベントや特産品情報の他、ＪＡがサポーターと共に農業、文化、環境、福祉等の分野で、地域の資源を活かして「ふるさと」を元気にする活動（例：地域活性化を後押しする基金の創設による地域団体や個人への資金支援、クラウドファンディングによる資金を原資とした事業活動、行政や学校との連携協定の締結による活動等）の企画や提案も紹介します。

ウ. ＪＡグループ北海道「食と農のサポーター550万人づくりプロジェクト（仮称）」を立ち上げ具体的な広報戦略を策定・実践します。

エ. 今回大会の目標年度（平成31年度）で100万人、10年後（平成37年度）にはオール北海道でのサポーターづくりを目指します。

＝参考＝スマホアプリ＝地域と生活者を繋ぐプラットフォーム・イメージ



地域の魅力を伝え、地域を知る・訪れるキッカケを作る！！



（Ⅲ．大会議案）

【議案第3号】

**基本目標を実現するための
「各組織等の取り組み」**

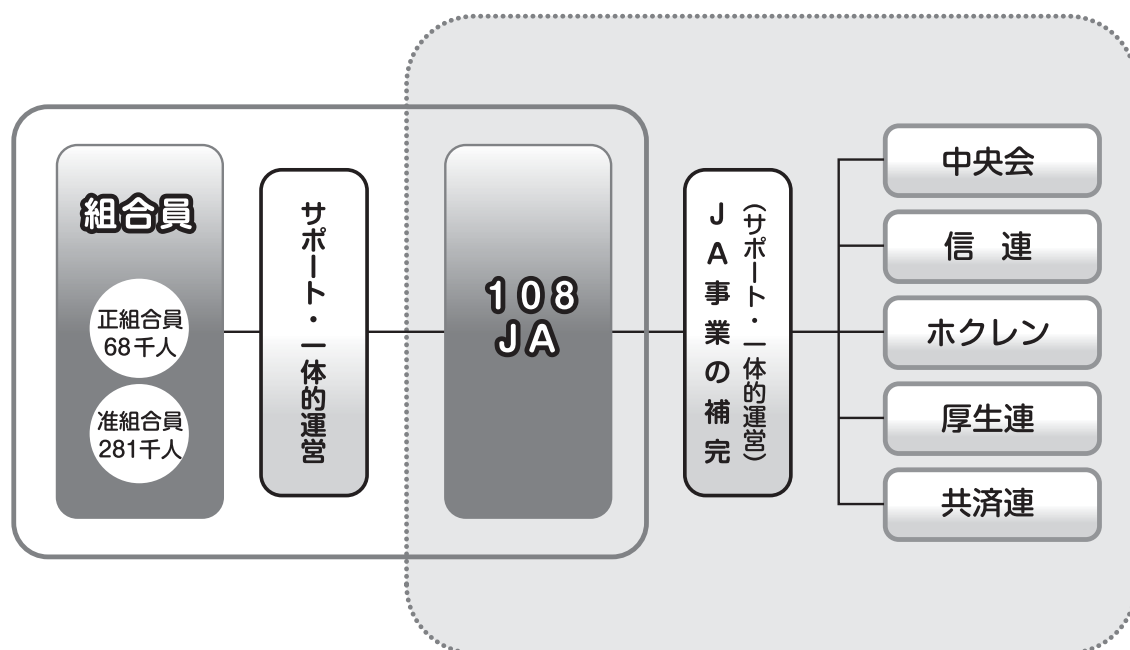
議案第3号

－ 基本目標を実現するための － 「各組織等の取り組み」

〔基本目標1〕と〔基本目標2〕を実現するために、ＪＡグループ北海道の各組織等は、以下の事項に取り組みます。

ＪＡ・連合会・中央会の各組織は、「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」の実現に向けて、それぞれの役割を再確認するとともに、組合員・会員との協議を踏まえ、事業計画・中長期計画に実践方策を反映したうえで、着実に取り組みます。

また、グループ全体の取り組みにあたっては、組合員の実践を第一に、ＪＡは組合員へのサポート（一体的運営を含む）を、連合会・中央会はＪＡ事業の補完（サポート（一体的運営を含む））を行います。



各組織等の取り組みの詳細

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 組合員・役職員 | — ＪＡグループ全体の人づくり — |
| 2. ＪＡ | — 経営基盤の強化と女性農業者のＪＡ運営参画 — |
| 3. 連合会・中央会 | — 横断的・一体的事業展開とＪＡ事業の補完 — |
| 4. 中央会 | — ＪＡグループの総意により構築する新たな中央会 — |

1. 組合員・役職員

— J Aグループ全体の人づくり —

＝基本目標＝

「自ら学び、気づき、成長する」ことができる人づくりを実践

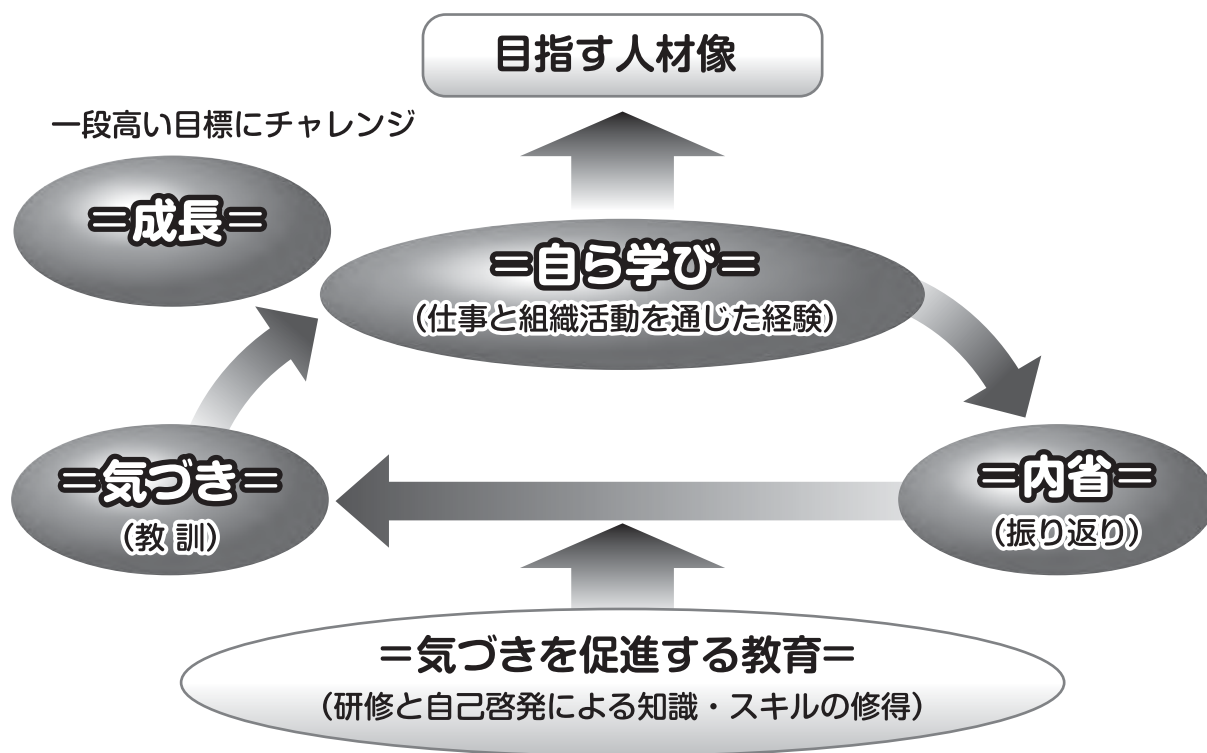
(1) 教育重視から学習重視への人づくりへの転換

組合員ニーズの多様化と環境変化が激しい時代に即応するため、従来の教育重視の人づくりから学習重視の人づくりへの転換を図ります。

そのため、組合員および役職員は、仕事経験または協同理念に基づく組織活動を通して「自ら学び、気づき、成長する」という意識改革を図るとともに、その実践の後押しができる「学習環境づくり」に取り組めます。

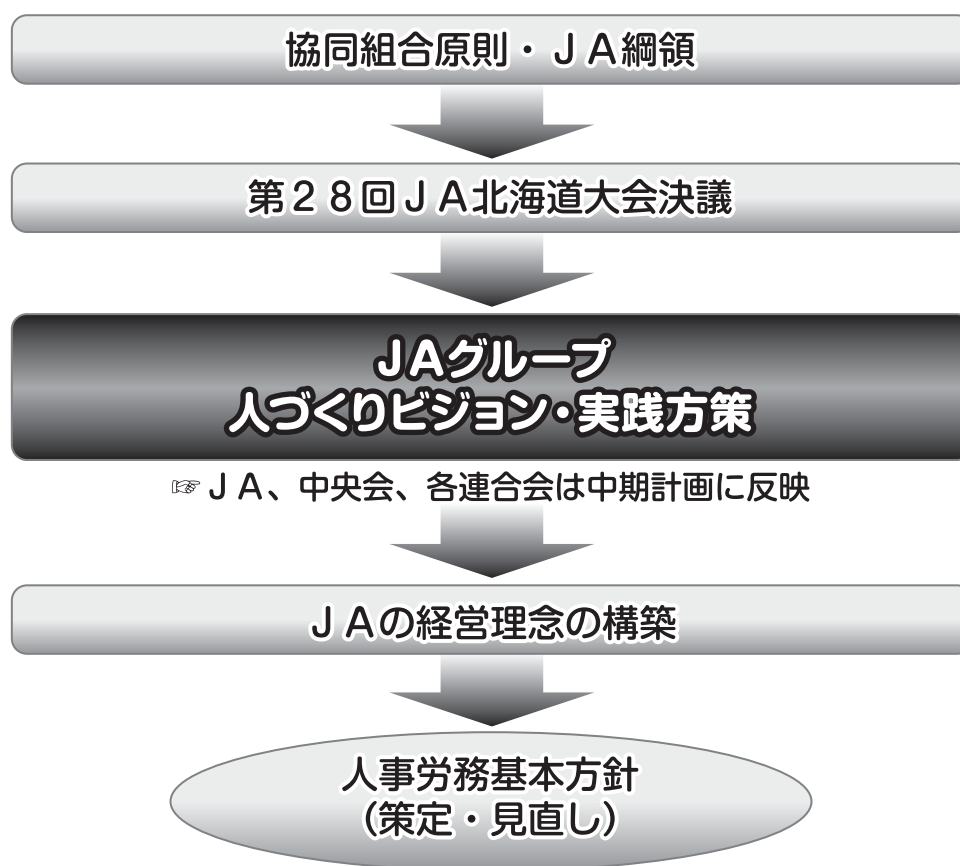
J Aグループ北海道は「J Aグループ人づくりビジョン・実践方策」を策定し、それをJ Aグループ全体で共有化することで人づくりの着実な実践を図ります。

◆人づくりの基本方針となる学習サイクル



☞ J Aグループは、従来の教育（確立された研修メニューにより仕事や業務に必要な知識・スキルを教えること）に加え、学習環境（仕事と組織活動による現場経験を振り返り、気づき・教訓を見出すことで自らの成長に繋げること）の場を提供することで目指す人材像の実現を図ります。

◆人づくりビジョン・実践方策の位置づけ



(2) 重点実践事項

① 組合員学習を通じた協同活動への理解とその実践

J Aは組合員（その家族も含む）が、自らの成長と暮らし・営農向上のために、座学と実践（組織活動等）を通じて協同の理念、J Aの事業・組織・運営等について学ぶための、学習環境づくりに取り組みます。

- 協同活動への理解と組織活動を通じた組合員学習を行います。
- 「協同組合基礎講座」の開設など、新規就農者・農業経営継承者への協同組合学習の充実強化を図ります。
- 農村女性リーダーの育成を図るため、各種教育文化活動の積極的展開と農村女性の能力が発揮できる事業環境づくりに努めます。

② 自己練磨によるトップマネジメント機能の発揮

J Aは組合員ニーズの多様化、J Aの事業運営が益々高度化・複雑化して行く中で、役員に求められる役割・機能を十分発揮できるように研修機会と「人と情報の交流の場」を提供し、自己練磨の環境づくりに取り組みます。

- 役員は率先垂範して自己練磨に努めることを基本に、「ＪＡ理事の自己練磨運動」は継続して運動展開を図ります。
- 組織代表常勤理事に対しては、その就任年数に応じてスキルアップを図ることができる研修機会を提供します。
- マネジメントの中核となる学識経験常務理事を対象とした研修会の充実に取り組みます。
- 農業や食にビジネスチャンスを求めている異業種企業の事業戦略等を学ぶ研修機会を提供します。

③ 「ＪＡグループ北海道改革プラン」を実践する職員等の人材育成

ＪＡは人事労務基本方針を策定し、ＪＡの次代を担う職員、改革プランの実践を加速させる職員等の人材育成に向け、着実な人づくり・職場づくりに取り組みます。

- ＪＡグループは人事労務基本方針の策定（見直しを含む）を行います。
- 職員の自主的な能力開発意欲を高めるために、積極的にＯＪＴに取り組みます。
- 改革プランの実践を加速させる人材（総合相談窓口機能を担う職員、スペシャリスト、協同活動コーディネイター、地域づくりを担う職員等）の育成を図ります。
- 次代のＪＡを担うとともに、自己改革の中核となる現場に一番近い中間管理職層（課長・店長等）の育成強化に継続して取り組みます。

（３） ＪＡと一体となった連合会、中央会の人づくりの実践

連合会、中央会は、自らの人づくりを実践するとともに、ＪＡの人づくりをＪＡと一体となって取り組みます。

- 連合会および中央会は、組合員学習、スペシャリストの育成、協同理念の浸透等に係る具体的な支援方策について検討します。
- 中央会およびＪＡカレッジは、連合会とも連携を図り、ＪＡの人づくり・職場づくりに係る諸問題の共有化に努め、その課題達成に向けた取り組みをＪＡと一体となって取り組みます。

【参考】ＪＡグループ北海道が目指す人材像

ア. 目指す組合員像

- ・協同の理念を理解し、ＪＡ運営に積極的に参画・提言できる人
- ・自主性と自立心のある人
- ・協同活動を通じて営農技術、農家経済、生活及び地域の発展向上を目指す人
- ・問題解決能力、創造性、実践力を有する人
- ・組合員の役割を誠実に実行できる人

イ. 目指す役員像

- ・協同の理念、人づくりの重要性を理解し、将来ビジョンを提示し、それに導く強いリーダーシップのある人
- ・役員の職責を自覚し、率先垂範して自己練磨できる人
- ・的確な意思決定力と大局観のある判断力、周囲の巻き込み力、コミュニケーション力のある人

特に常勤役員は、

- ・事業部門の競争力確保と組合員・消費者・地域住民のニーズの多様化・高度化に対応し得るマネジメント能力を有する人

ウ. 目指す職員像

- ・ＪＡの経営理念を理解し、トップの思いを実践しようと努力する人
- ・協同の理念にもとづき、組合員と共に協同活動の実践ができる人
- ・組合員に信頼され、常に組合員の立場・目線に立って考え、行動できる人
- ・現状に満足せず課題認識を持ち、ＪＡの改革・改善に向けチャレンジ、実践ができる人
- ・現場に出向き、組合員と親密かつ人間味ある誠実な対応ができる人
- ・組合員に必要な情報提供や助言が的確にできる専門性の高い人
- ・農村の活性化と魅力発信、地域づくりに貢献できる人

特に管理職は、

- ・経営目標の達成に強い意欲を持ち、情報収集能力と的確な判断力を有し、業務遂行能力に優れている人
- ・信念と愛情を持って部下の育成に努めることができる人
- ・風通しの良い活力ある職場づくりに努めることができる人

☞ ＪＡでは、「ＪＡグループ北海道が目指す人材像」（ＪＡグループ北海道人づくり検討委員会で整理）を参考に、自ＪＡの独自性を活かした組合員および役職員の共通の目標となる人材像を設定します。

2. JA

(1) 経営基盤の強化

- JAは、「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」の実現、さらには組合員や地域社会の多様なニーズに対応するための「経営基盤の強化」に引き続き取り組みます。

多様なニーズに対応するための「経営基盤の強化」

- 【経営統制】健全で活力ある組織を築くための統制環境やリスク管理態勢の整備。
- 【財務基盤】農業振興・営農指導に係る投資、リスク耐性強化に向けた財務基盤確保。
- 【体制整備】組合員ニーズにワンストップで対応できる機能（例：総合相談窓口部署）、現場を専門的にサポートする機能（例：本所専門部署）、新たな事業・商品を開発・企画する機能（例：企画部署）、これらを発揮する体制整備。
- 【人材育成】総合相談窓口機能を担う職員、専門性を持った職員（スペシャリスト）の育成、企画力やコーディネート力など必要な能力の向上。
- 【品質確保】担当者の交代などにかかわらず、常に高い水準（品質）による対応のための、業務の標準化やチーム活動の強化。
- 【情報管理】組合員の声、営農・地域農業の情報などの収集・蓄積・共有・活用。

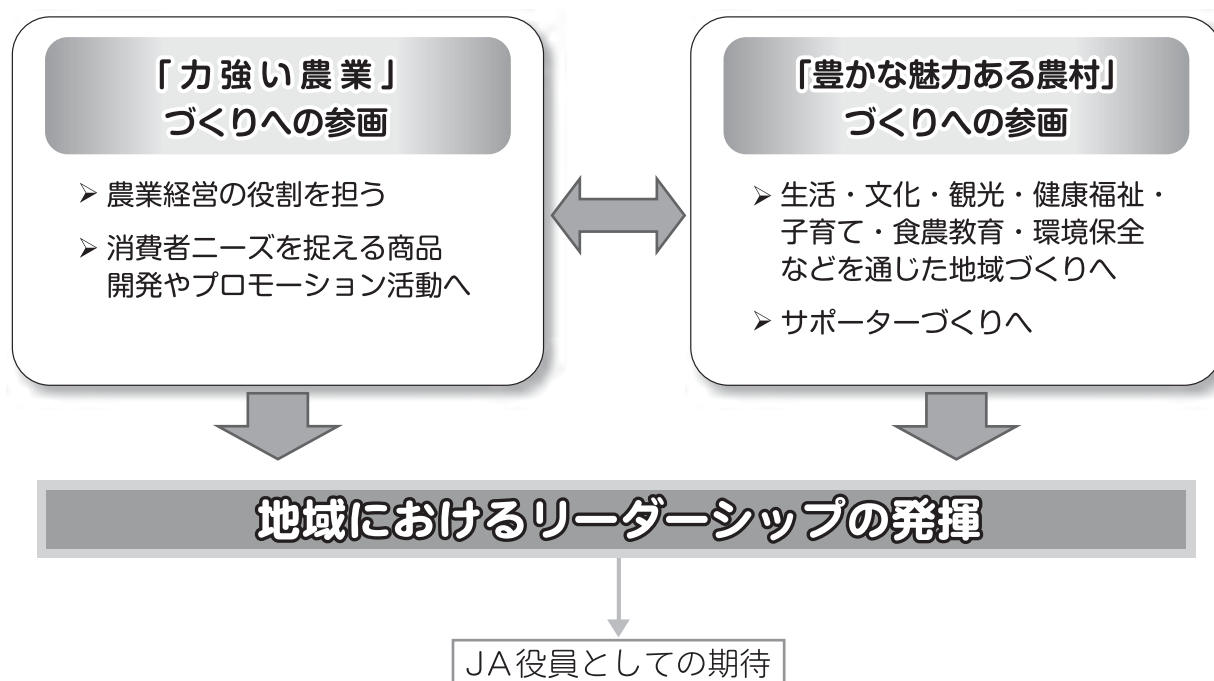
- また、経営基盤を強化する手段として、JA合併やJA間事業連携等に取り組んでいきます。
- なお、JA合併は、平成30年度（平成31年3月末）までを合併推進期間として位置付けたうえで、経営基盤の強化を目指す合併はもとより「JA合併推進のための目標基準」に該当するJAを解消します。

「JA合併推進のための目標基準」

- ① 規 模 基 準（出資金5億円未満、もしくは出資金＋内部留保10億円未満）
- ② 財 務 基 準（JA全中要改善JA要綱の経営点検基準に該当）
- ③ 事業利益基準（事業利益が5期平均で2千万円未満）

(2) 女性農業者のＪＡ運営への参画

- 女性農業者は「力強い農業」の実現にあたり、農業経営における重要な役割を担うとともに、消費者ニーズを捉える商品開発、プロモーション活動を展開するためには、女性の視点が必要です。
- また、「豊かな魅力ある農村」の実現にあたっては、生活や文化、観光、健康福祉、子育て、食農教育、環境保全、サポーターづくりなどの活動において、女性の活躍が必要です。
- ＪＡは、女性農業者が「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」の実現に向けた活動に積極的に参画すること、それを通じて地域においてリーダーシップを発揮すること、さらにＪＡの役員として期待される見識を持つことなど「ＪＡ運営への参画」を後押しするための環境整備を図ります。



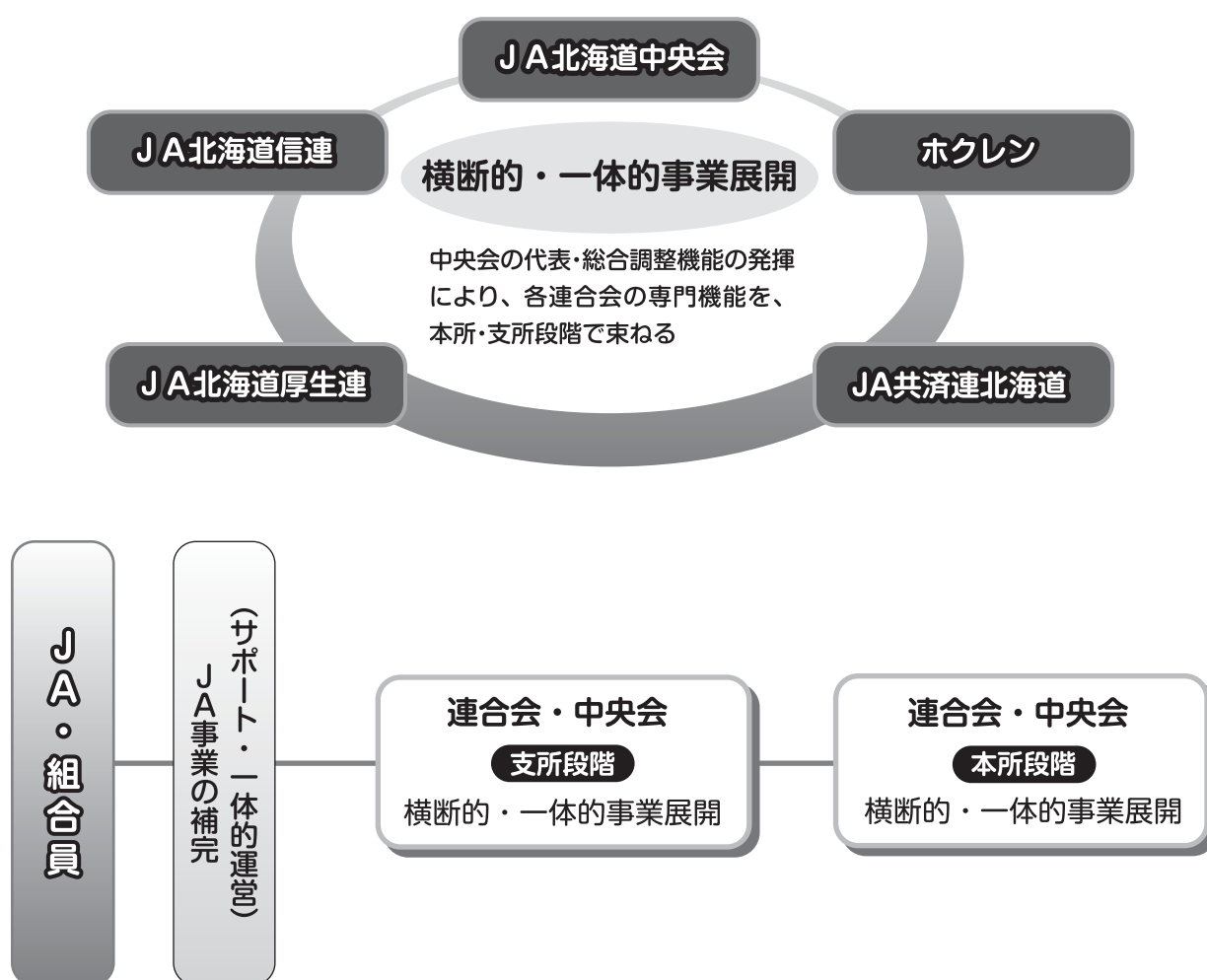
【女性農業者のＪＡ運営参画に向けた環境整備の取り組み事例】

・ 女性農業者を対象にした懇談会や学習会の開催
・ 家族全員参加型の営農技術研修会の開催
・ 家族経営協定の締結
・ 農業法人の役員への登用
・ 多面的機能支払制度等を活用した地域コミュニティ活動への中核的な参画
・ 農家レストランや農家民宿の経営など女性が中心となった都市農村交流の取り組み
・ 女性総代選出に向けた数値目標の設定と就任の働きかけ
・ ＪＡ役員登用に先立つ「参与制」の導入 など

3. 連合会・中央会

(1) 横断的・一体的事業展開とJA事業の補完

- 連合会・中央会の各組織は、その枠組みにとらわれることなく、横断的に事業を展開することで効率的な事業運営を行い、「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」に向けて各方策を着実に実践するとともに、JA事業の補完に努め、JA・組合員のために最大限の奉仕を実現します。



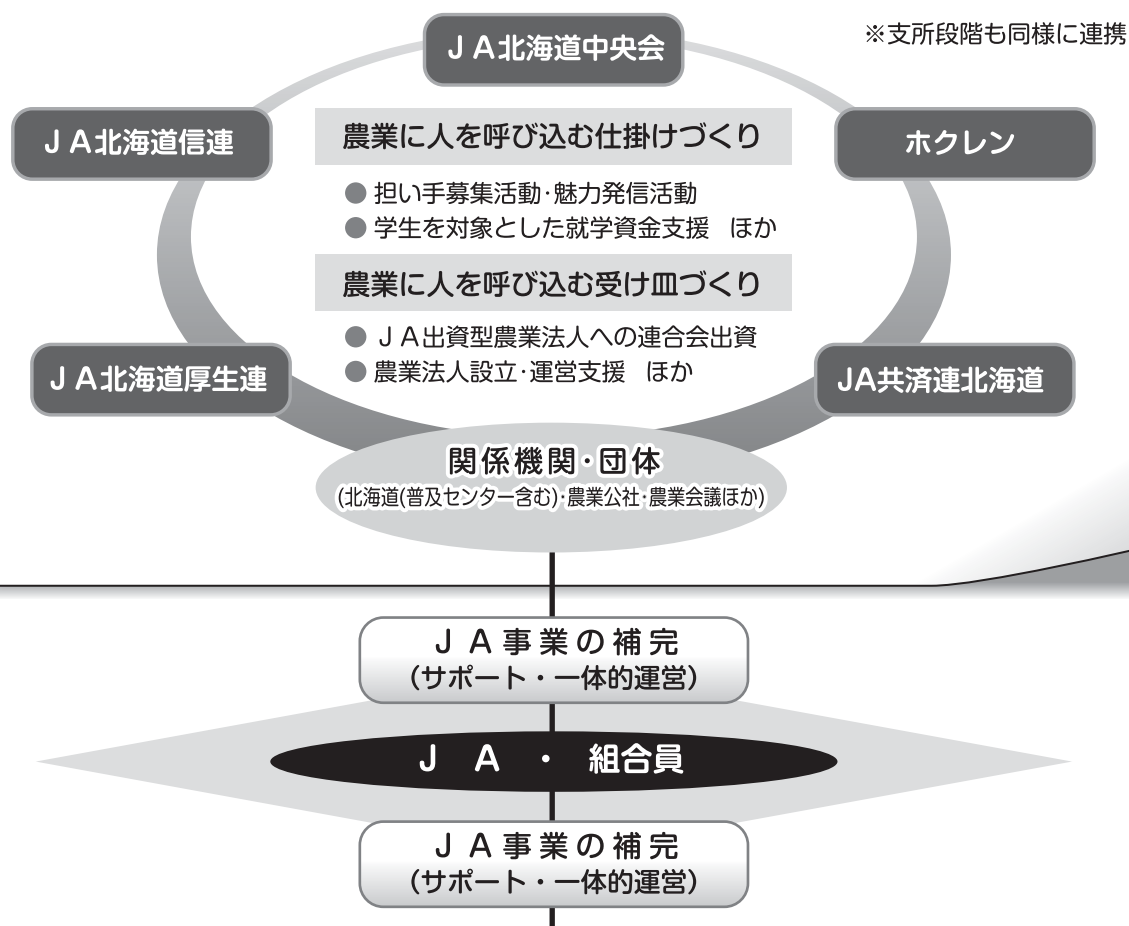
—— 信用事業・共済事業におけるJA事業の補完の具体例 ——

- 信用事業は、JA業務支援のための相談機能の充実や金融店舗窓口の堅確性・効率性向上に向けた機器導入促進などにより、信用事業の効率的な運営に取り組めます。
- 共済事業は、自動車損害調査体制について、JAの業務負担軽減と契約者対応強化のため、JAと連合会の業務分担の見直しに取り組んでいます。

—— 連合会・中央会の横断的・一体的事業展開の具体例 ——

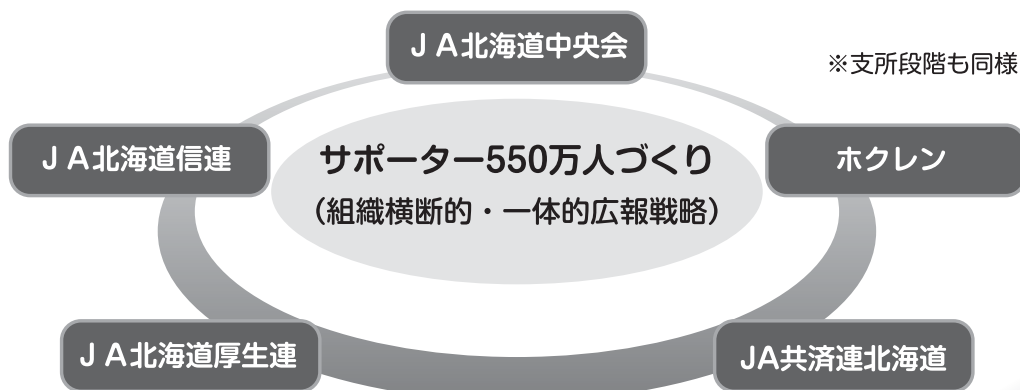
〔基本目標 1（新規担い手倍増）関係〕

連合会・中央会は、担い手サポートに係る事業について、様々な形で連携し、地域での担い手確保・育成に向けた一層の取り組みを強力にサポートします。



〔基本目標 2（サポーター550万人づくり）関係〕

連合会・中央会は、食と農のサポーター550万人づくりについて、JAグループ北海道の総力を挙げ、組織横断的・一体的な広報戦略を展開します。



4. 中央会 ——— J Aグループの総意により構築する新たな中央会 ———

農協法改正に伴う新たな中央会の構築

- 中央会は、「農協法等の一部を改正する等の法律」が平成27年8月28日に成立したことに伴い、平成31年9月までに、J Aグループの自主的な意思に基づく自律的な組織としての連合会へ組織変更することが必要となっています。
- J Aグループが、今後も様々な環境変化に柔軟に対応しながら「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」を実現するためには、J Aグループを構成する約9万人（正組合員約7万人およびJ A・連合会役職員約2万人）の意志結集と総合調整を図り、J Aグループの代表機能を担う結集軸となる組織が必要です。

以上のことから、J Aグループは、その総意により農業協同組合運動の結集軸としての新たな中央会を、つぎの方向性（ビジョン）により構築します。

新たな中央会の構築に向けた方向性（ビジョン）

（１）新たな中央会の機能

- J Aグループの結集軸のもと、中央会はずぎの機能を発揮します。

- ① 「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」を実現するために、組合員・J A・連合会共通の意志の結集・徹底を通じたJ Aグループを代表する機能
- ② 各事業の専門化・高度化等が進展する中、道内各地域・事業の枠を超えてJ Aグループの総合力を発揮するための総合調整機能
- ③ 創意工夫ある取り組みに積極的に挑戦するJ Aの組織・事業・経営に関して、協同組合の特質をふまえて相談・支援・監査する各機能

（２）新たな中央会の事業・体制・財政

- 中央会の会員は、加入脱退自由の原則のもと、現行会員の意思に基づく会員構成を基本とします。
- 中央会は、J Aグループの結集軸として、会員の意思に基づく「代表・総合調整・相談等機能」を発揮すべく、連合会等と横断的・一体的事業展開に取り組み、そのための、役員体制・職員体制・本支所体制を構築するとともに、会員の理解のもと財政基盤を整えます。

（３） 新たな中央会への移行準備

- 平成28～30年度を、新たな中央会への「移行準備期間」と位置付け、中央会の次期中期計画を策定するとともに、移行に向けて前倒しで実施可能なものは平成28年度より実施します。
- 具体的には、平成27年８月に実施した「会員アンケート」の結果を踏まえ、今後の３年間に於いて、つぎの事項を計画的に実施したうえで、連合会への移行準備を進めます。

【事業】 大会決議事項を着実に実践するために、事業の選択と集中を徹底するとともに、『農業政策提言』『担い手の確保・育成』『農業・ＪＡグループのサポーターづくり』『ＪＡグループの人づくり（専門性を有する職員の育成を含む）』を重点事業として位置付ける。

また、監査事業（下段に記載）の動向を踏まえつつ、「ＪＡの経営基盤強化」への取り組みを図る。

＜以下、事業の見直しを前提として＞

【体制】 本所の体制見直しと支所の体制強化を実施する。

【財政】 賦課金のあり方を見直すとともに、受益者負担の要素を取り入れた収支構造への転換を図る。

（４） 新たな中央会（連合会）への移行

- 中央会は、連合会への移行に係る組織変更計画等の会員との協議を経て、平成31年９月末を法定期限として、農協法上の連合会（非出資）に移行します。

【公認会計士監査の義務付け・ＪＡ全国監査機構の監査の終了に伴う対応】

- 現行のＪＡ全国監査機構による監査は、平成30年度に係る監査で終了することを踏まえ、つぎの基本的な考え方により対応を図ることとします。

① 貯金量200億円以上の組合等の監査（公認会計士監査が義務付けられる法定監査組合の監査）

- ・ 会計監査は、公認会計士（監査法人）が実施する。
- ・ 公認会計士（監査法人）は、新たな中央会と連携を図り、ＪＡ等の業務に精通した農協監査士を活用する。
- ・ ＪＡバンクとの連携により、ＪＡの破たん未然防止機能を具備する。
- ・ 監査経費は、現行の中央会賦課金額を考慮して総合的に検討する。

② 貯金量200億円未満の組合の監査

- ・ 監査は、中央会が監査事業により実施する。
- ・ ＪＡバンクとの連携により、ＪＡの破たん未然防止機能を具備する。
- ・ 監査経費は、現行の中央会賦課金の範囲内を基本とする。

※今後の情勢により、内容を変更する場合があります

「制度上で位置付けられた中央会」から「自律的な組織としての中央会」へ

《都道府県中央会に関する「現行」と「新たな中央会」の比較》

	現 行			新たな中央会
組 織 態 様	中央会		変更	連合会（中央会の名称は使用可能）
組 織 的 性 格	国の要請に基づき、行政の代行的な組織として制度上位置づけられた組織		変更	組合員・ＪＡの意思に基づき設置する自律的な組織
事 業	法律に規定された事業を実施する		変更	会員の意思に基づき、以下の事業の全部または一部を実施する
	組 合 の	組織、事業及び経営の指導、紛争の調停		組織、事業及び経営に関する相談
		監 査		求めに応じた監査（「法定監査」を除く）
		行政庁への建議		意見の代表
		組合の連絡		相互の総合調整
		教育・情報提供、調査研究、模範定款例策定		附帯事業（教育・調査、研究事業等）
会 員 資 格	農協法の規定に基づき定款で規定する以下のもの ・ＪＡ・連合会 ・その他関連団体（定款に定め）		変更	農協法の規定に基づき定款で規定する以下のもの ・ＪＡ・連合会 ・同種の事業を行う協同組織体 ・組合が主たる構成員又は出資者となっている法人
賦課金・会費	会員との協議に基づき、経費を賦課できる		変更無し	会員との協議に基づき、経費を賦課できる

※法定監査とは、貯金量200億円以上の組合等の監査を指す

《「他の連合会」と「新たな中央会（連合会）」の違い》

○	ＪＡグループの意見を代表すること	（代表機能）
○	ＪＡグループ内の総合調整を行うこと	（総合調整機能）
○	会員に対する監査を行うこと	（法定監査を除く）

IV. 大 会 決 議 (案)

V. 特 別 決 議 (案)

大会決議（案）

第28回 J A北海道大会のメインテーマである『北海道550万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある農村」』の実現に向けた各議案について、組合員・J A・連合会・中央会が、各役割を再確認するとともに、J Aグループ北海道の英知を結集して、基本目標の達成に向けて取り組むものとする。

また、大会議案の実践内容をグループ内外に発信すること、さらには農業・J Aの意義を発信することで、消費者・地域社会、そして北海道550万人から信頼されるJ Aグループ北海道を目指すものとする。

以上、決議する。

平成27年11月11日

第28回 J A北海道大会

T P Pから北海道農業・農村及び国民の命と暮らしを守る特別決議（案）

10月5日に米国アトランタの閣僚会合において、T P P交渉が大筋合意に至った。農林水産物は全体の8割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた重要5品目についても3割が関税撤廃となるなど、我が国において、かつてない農畜産物市場の開放がなされる結果となった。

T P P交渉の守秘義務を盾に、情報の開示や国民的議論が一切なされぬまま、国会決議との整合性が厳しく問われる内容で決着したことに対し、われわれ農業者は、大きな不安と政府に対する強い不信・憤りを抱いている。

食の安全・安心や医療制度、I S D S（投資家・国家間の紛争解決）条項など国民の懸念事項に関しても、疑念は完全には解消されていない。

我々は、農業の担い手が将来にわたり、意欲と希望をもって営農を継続できるとともに、北海道の地域経済・社会及び国民の命と暮らしが、T P Pによって脅かされることのないよう引き続き下記運動に全力で取り組んでいく。

記

1. 政府・国会議員に対しては、T P P合意内容の全容と影響、さらには国会決議との整合性についての説明責任を果たすとともに、生産者の不安を払拭し、持続可能な北海道農業を確立するよう強く求めていく。
2. 北海道550万人と共に、我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす機能などに関する農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する支持と信頼を高めていく。

以上、決議する。

平成27年11月11日

第28回 J A北海道大会

VI. 参 考 資 料

1. 北海道の「農業・J A」の概要
2. 農協改革に係る農協法改正の経過等
3. 改革プラン(自己改革)の策定から
J A北海道大会へ

1. 北海道の「農業・JA」の概要

(1) 北海道の農業の概要

- 北海道の農業産出額は全国の12.5%。全国の1/4の耕地面積を生かし、土地利用型農業を中心とした生産性の高い農業を展開。
- 北海道の農家の1戸当たりの経営耕地面積は、都府県の約15倍、主業農家の割合は都府県の20%に対し71%と、大規模で専門的な農業経営を展開。
- 北海道の食料自給率は200%であり、食料供給基地の地位を確立。

■北海道農業の全国シェア

区 分	単位	北海道	全国	シェア	年次
耕地面積	千ha	1,148	4,518	25.4%	26年
販売農家	千戸	40	1,412	2.8%	26年
専業農家		26	406	6.4%	
兼業農家(1種)		10	196	5.1%	
兼業農家(2種)		4	810	0.5%	
農業就業人口	千人	102	2,266	4.5%	26年
農業産出額	億円	10,705	85,742	12.5%	25年
耕 種		5,090	57,249	8.9%	
畜 産		5,616	27,948	20.1%	

資料：農水省「耕地面積調査」、「農業構造動態調査」、「世界農林業センサス」、「生産農業所得統計」、「畜産統計」、「農業経営統計調査」、経産省「工業統計調査」（産業編）等

注1：主業農家とは、農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家

注2：農業依存度とは、総所得（農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得）に占める農業所得の割合

■本道と都府県の農家の比較

区分	単位	北海道 (a)	都府県 (b)	a/b	年次
販売農家一戸あたり 経営耕地面積	ha	23.4	1.6	14.6	26年
担い手への農地集積率	%	86.2	36.0	2.4	24年
65歳未満比率 (基幹的農業従事者)	%	64.9	35.5	1.8	26年
主業農家率	%	70.5	20.1	3.5	26年
一戸あたり					
乳用牛飼養頭数	頭	115.3	51.2	2.3	26年
肉用牛飼養頭数		190.2	37.5	5.1	
1経営体あたり					
農業粗収益	千円	24,132	4,449	5.4	24年
農業所得		5,934	1,214	4.9	
農外所得		682	1,581	0.4	
農業依存度	%	89.5	43.3	2.1	

注：「担い手への農地集積率」における都府県の数値は、平成22年度の全国集計値を基に、道農政部にて試算した推定値。

「担い手」には、認定農業者（特定農業法人含む）のほか、基本構想水準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営する集落営農を含む。

- 農業・農村の農家戸数は、年々減少し、平成26年の販売農家数は約4万戸。農業労働力の高齢化が進行している。

■農家戸数、農業就業人口等の推移（販売農家）

（単位：戸、人、%）

区 分	H2	H7	H12	H17	H22	H26
農 家 戸 数	86,704	73,588	62,611	51,990	44,050	39,700
農 家 人 口	376,565	311,711	261,160	211,929	172,779	156,800
農 業 就 業 人 口	208,965	173,530	152,387	131,491	111,324	101,600
65歳以上率	20.8	25.2	31.2	34.1	34.4	37.2

資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農業構造動態調査」

※H26「農家人口」はH25現在の数値を掲載

- 農家子弟を含めた新規就農者の総数は、近年概ね600～700人で推移し平成26年は612人が就農、うち農外からの新規参入者は125人。

■新規就農者等の推移

(人)

区 分	H 7	H12	H17	H22	H24	H25	H26
新規学卒就農者	417	343	331	302	223	230	204
Ｕターン就農者	53	192	267	337	312	285	283
新 規 参 入 者	31	64	55	61	91	88	125
計	501	599	653	700	626	603	612

資料：北海道農政部調べ

(2) 北海道のＪＡの概要

- 北海道のＪＡは、農家組合員の経営安定と地域農業の確立をＪＡ運営の柱とした、農業関連事業主体の経営。
- 北海道の販売取扱高、購買品供給高は、全国に占める割合が大きい。

項 目	北 海 道	全 国	割合(北海道/全国)	備 考
総合ＪＡ数	108ＪＡ	679ＪＡ	15.9%	平成26年度末
正組合員数	約7万人	約449万人	1.5%	
准組合員数	約28万人	約577万人	5.0%	
職 員 数	約1万3千人	約20万人	6.5%	
(農畜産物)販売取扱高	約9千億円	約4兆円	22.5%	
(生産資材等)購買品供給高	約5千億円	約3兆円	16.6%	
貯 金 残 高	約3兆円	約94兆円	3.2%	
長期共済保有高	約8兆円	約281兆円	2.8%	

【ＪＡ数の推移】

区 分	H 3	H 8	H13	H18	H26
北 海 道	245	236	166	128	108
全 国	3,373	2,284	1,181	867	679

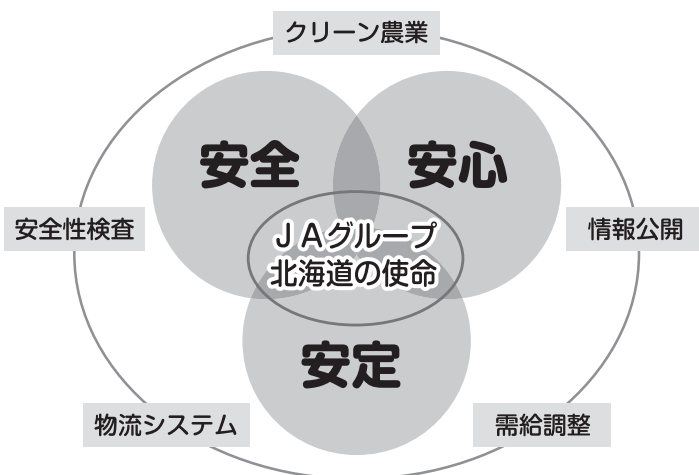
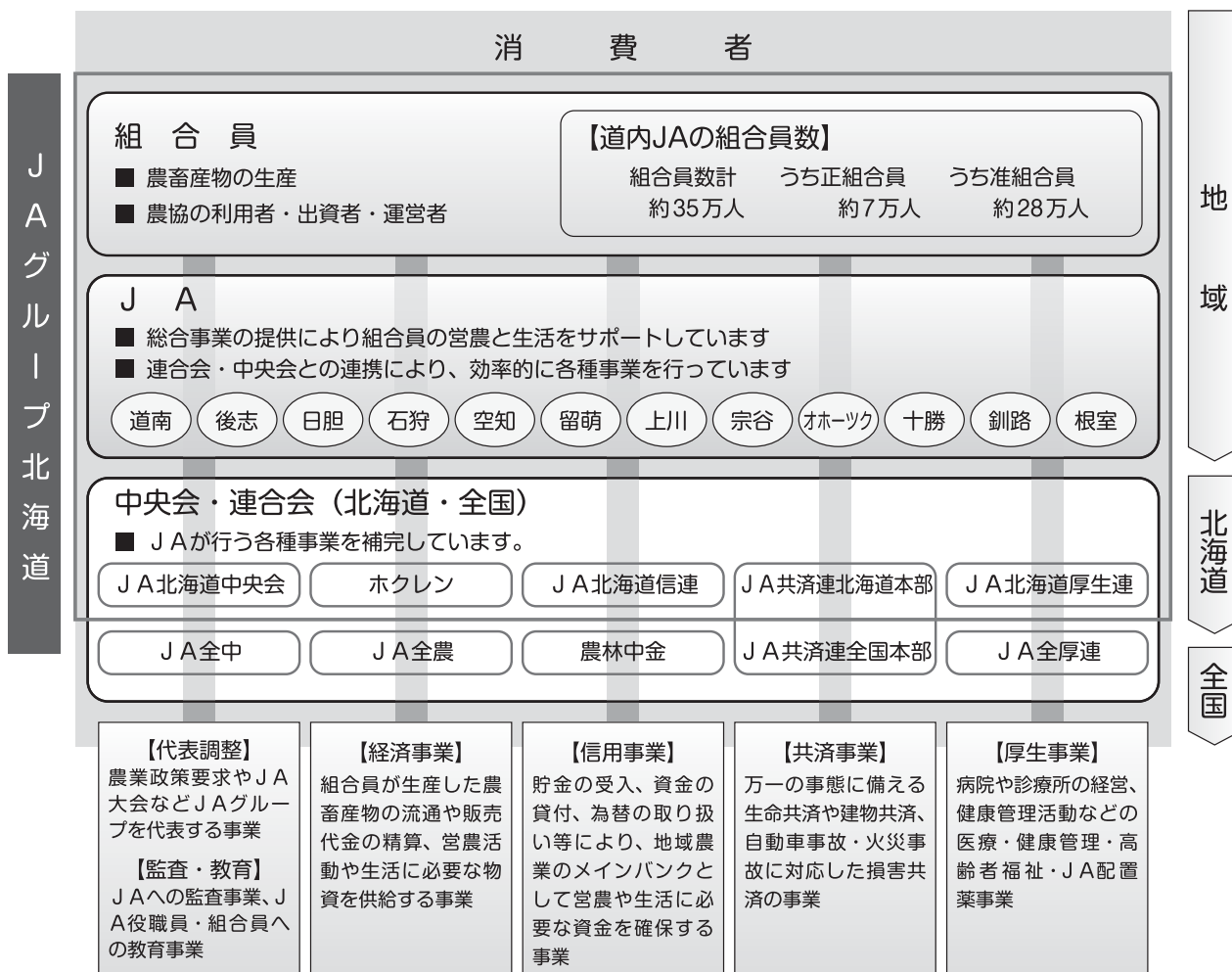
【組合員数の推移】

(単位：千人)

区分		H 3	H 8	H13	H18	H26
北海道	正組合員	119	107	91	78	67
	准組合員	162	211	217	243	285
	合 計	282	318	309	321	355
全国	正組合員	5, 526	5, 420	5, 202	4, 932	4, 493
	准組合員	3, 132	3, 610	3, 795	4, 302	5, 769
	合 計	8, 658	9, 030	8, 997	9, 234	10, 262

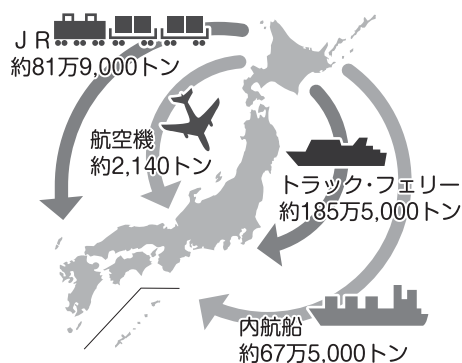
(3) J Aグループ北海道の概要

- J Aグループ北海道は、組合員・J A・連合会・中央会で構成。
- 時代の変化に対応しながら、「北海道農業」と「地域社会」さらには、食料供給基地として「日本の食料の安全・安心・安定」を支えている。



【北海道から本州への食料の輸送】

年間 約335万2,000トン
1日当たり約9,200トン



出典：国土交通省北海道開発局

2. 農協改革に係る農協法改正の経過等

(1) 平成26年11月当時 J Aグループ北海道としての考え方

規制改革実施計画の項目のうち組合員の所得向上に結びつく項目は、組合員組織討議を踏まえて、改革プラン（自己改革）として取り組みます。

信用事業のあり方、准組合員利用規制、組織形態の見直しなどは、組合員の所得向上や農村地域の活性化に結び付かないことから、以下のとおりの考え方とします。

農協改革の項目と内容		J Aグループ北海道の考え方
単協の事業のありかた ①	単協は、経済事業の機能強化と役割・責任の最適化の観点から、信用事業のリスクや事務負担の軽減を図るため、信用事業を信連等に譲渡し、単協が代理店等となることを選択できる。	経済事業・営農事業と金融事業を一体的に機能させていくため、総合事業体としての更なる機能強化を図る。 なお、単独での機能強化が難しい場合は、J A合併による経営基盤の強化を図る。 また、合併によりがたい場合は、環境変化に応じた事業実施体制を検討し、負担軽減を図るものとする。
単協の事業のありかた ②	単協が、農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、農産物の有利販売に資するための買取販売を段階的に拡大する。 生産資材等は、調達先を徹底比較して最も有利なところから調達する。	共計・共販体制を基本に据えながら、組合員のニーズに応えるため、品目ごとにより買取を含む複数の販売方式を設定し、組合員と協議のうえ適用する。 組合員のコスト低減を図るため、各種資材の品質・内容をよく精査し、調達先を選択し仕入れる。
理事会の見直し	理事の過半は認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。 女性・青年役員を積極的に登用する。	理事の過半は農業者とし、組合員の選択により組合員以外の理事を登用する。 引き続き、女性の経営参画に取り組む。
組合員のありかた	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	准組合員の事業利用規制については、地域サービスの安定的供給の観点から反対する。 准組合員の組織活動の参画や利用者組織の設置、広報誌の発行により協同組合運動の理解を求める。
全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連は、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討する。	独禁法の適用によりJ A－ホクレン間の共同経済行為ができなくなる恐れがある。 「組合員の所得向上」にとって、より良い組織のあり方を慎重に検討する。
信連・全共連・厚生連の組織形態の弾力化	農林中金・信連・全共連は、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社への転換を可能とする方向で検討する。 厚生連は、社会医療法人への転換を可能にするための必要な法律上の措置を講じる。	J A北海道信連は、協同組合組織としての事業運営を基本とし、准組合員利用規制など法規制強化の動向等を注視しつつ組織のあり方を検討する。 J A共済連北海道は、J Aが主体となる事業運営方式を前提とし、准組合員利用規制など法規制強化の動向等を注視しつつ組織のあり方を検討する。 J A北海道厚生連は、准組合員利用規制など法規制強化の動向等を注視しつつ組織のあり方を検討する。
中央会制度のあり方	現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 <u>(早期に結論を出す)</u>	J A北海道中央会が果たすべき機能を十分に発揮できる農協法上の中央会制度となるよう、所要の働きかけを行う。

(2) 平成27年8月成立「農協法等の一部を改正する等の法律」

【農水省作成資料】

農協改革の法制度の骨格

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

法制度の骨格

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - 理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - 農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てることを規定する【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法制度の骨格

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、一般社団法人に移行する
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、公認会計士監査を義務付ける

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、農協連合会（自律的な組織）に移行する

全農

- その選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

連合会

- 会員農協に事業利用を強制してはならないことを規定する

3. 改革プランの策定から J A 北海道大会へ

(1) 平成26年 8 月 組合員組織討議の実施と結果概要（振り返り）

- 平成26年 8 月から 9 月にかけて、J Aグループ北海道改革プラン（たたき台）の組合員組織討議を全道的に実施した。
- 1 万人超の組合員並びに J A 役職員が、組合員組織討議に係る説明会等に参加した。

【組合員からの意見】

- ① 提出意見の総数 820名
- ② 各討議項目への評価

組織討議項目	A		B		C	
	もっと積極的に 取り組むべき		特に取り組みを 求めない		内容が わからない	
I 1 (1) 収益向上の取り組み	514	79%	97	15%	39	6%
I 1 (2) コスト削減の取り組み	498	77%	107	17%	43	7%
I 1 (3) 営農販売事業のスペシャリストの育成・配置	460	71%	120	18%	69	11%
I 2 (1) 担い手の育成・確保	474	73%	131	20%	41	6%
I 2 (2) 組合員の経営サポート	464	73%	133	21%	43	7%
I 3 (1) 6 次産業化の推進	358	56%	200	31%	86	13%
I 3 (2) 道産農畜産物の海外発信	377	62%	160	26%	72	12%
I 3 (3) 農業の魅力発信	429	71%	117	19%	62	10%
II 1 (1) 総合相談窓口機能の発揮	363	60%	153	25%	92	15%
II 1 (2) 地域社会への貢献	373	62%	153	25%	75	12%
II 1 (3) 協同活動への理解	353	59%	171	29%	75	13%
II 2 (1) 購買事業（資材部門）	468	76%	107	17%	38	6%
II 2 (2) 購買事業（生活関連）	343	58%	189	32%	60	10%
II 2 (3) 信用事業	387	65%	135	23%	78	13%
II 2 (4) 共済事業	388	65%	152	25%	59	10%

※ %はA～Cの合計数値を分母として計算

※ 各項目において未記入があるため、各項目の合計数値が提出意見総数と合致しない場合がある

③ 意見の概要

- 組合員からの意見は、上記表のとおり「収益向上の取り組み」「コスト削減の取り組み（生産資材価格を含む）」「担い手の確保・育成」「組合員の経営サポート」「営農販売事業のスペシャリストの育成・配置」「農業の魅力発信」について、J A・連合会・中央会に対して、積極的な取り組みを求めるものが多かった。
- また、北海道のイメージやブランド力を「収益向上の取り組み」「担い手の確保・育成」につなげるべきとの意見、J Aグループ全体のコスト削減を求める意見、協同組合の原点に立ち返り組合員の意志に基づいた事業運営を求める意見が多かった。

(2) 平成26年11月 J Aグループ北海道改革プラン実行計画指針から今回大会議案へ

J Aグループ北海道は、全道の組合員からの意見を踏まえ、
「組合員の所得向上と農村地域の活性化」に向けて、以下の内容を、

改革プランの「自己改革項目」として取り組みます。

1 さらに儲かる農業の実現

(1) 収益向上の取り組み

- ★① マーケットイン(川下ニーズの重視)のさらなる追求と新たな価値の創出
- ★② 組合員の努力が適切に反映される販売手法の構築
- ③ 収益向上に向けた試験研究体制の強化

今回大会
議案第1号

2 担い手を育みサポートする仕組みづくり

(1) 担い手の確保・育成

- ① 既存の担い手(組合員やその後継者等)の確保・育成
- ② 新たな担い手(新規参入者)の確保・受入れ・育成・定着化
- ③ 新たな担い手としての参入企業の受入れと当該企業との連携強化
- ④ 担い手としての雇用促進
- ⑤ 地域定住者を増やすための農業振興

今回大会
議案第1号

(2) 組合員の経営サポート

- ① 農地の有効活用
- ② 融資・経営・技術相談
- ③ 労働力補完
- ④ 効率化によるコスト削減
- ⑤ 物流に関するコスト削減
- ★⑥ 生産資材に関するコスト削減

今回大会
議案第1号

3 発進！ 新時代の北海道農業

(1) 6次産業化の推進

(2) 道産農畜産物の海外への発信

(3) 農業・農村の魅力発信

(4) 農業の理解促進

- ① 食農教育活動
- ② 地産地消の推進

今回大会
議案第1号

今回大会
議案第2号

4 協同組合の未来方向

(1) 多様なニーズへの総合的かつ創造的な対応

- ① 総合相談窓口機能の発揮
- ② スペシャリストの育成・配置の取り組み
- ③ 事業連携強化の取り組み

今回大会
議案第3号

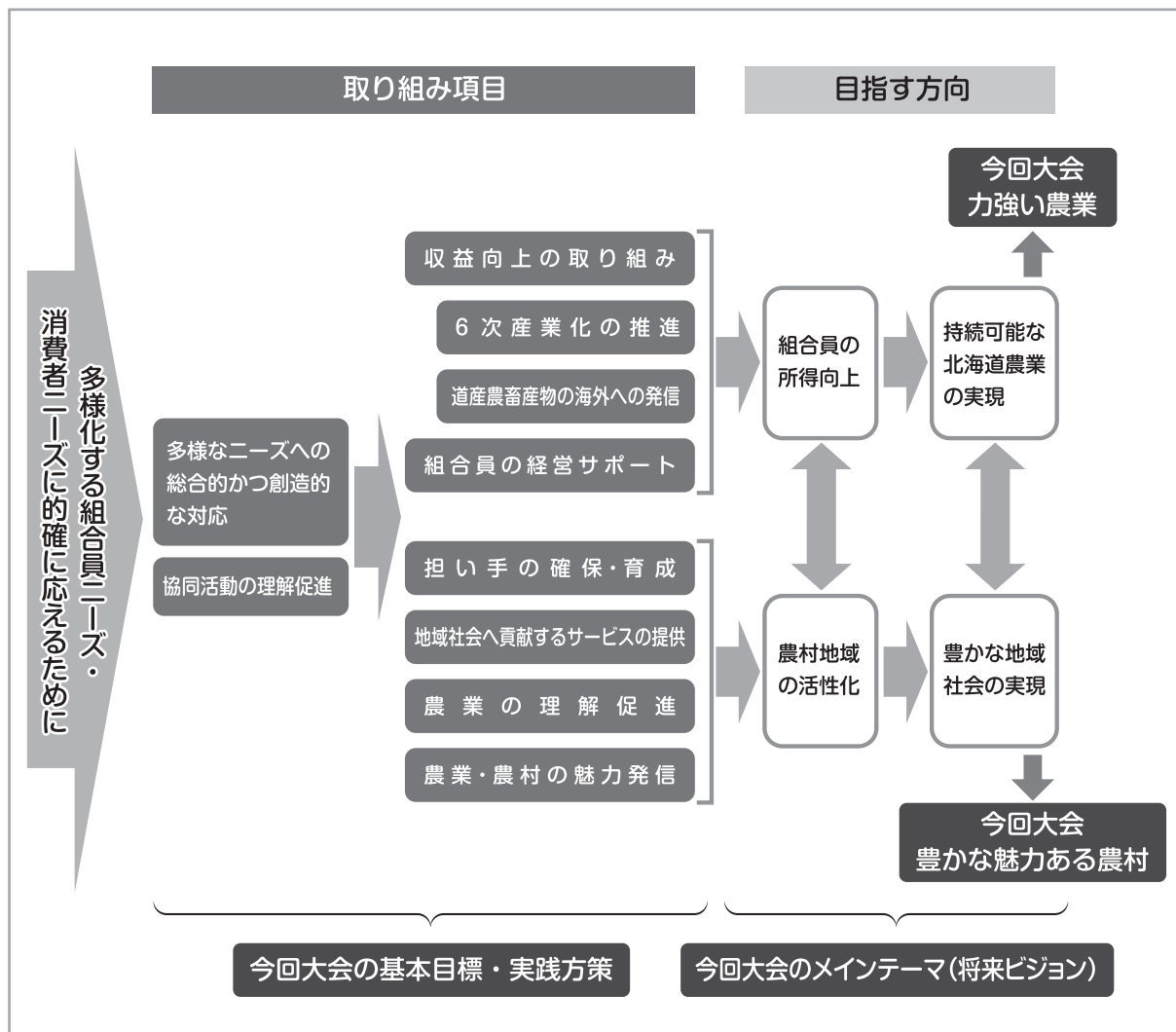
(2) 協同活動の理解促進

(3) 地域社会へ貢献するサービスの提供

今回大会
議案第2号

組合員組織討議において取り組み要望が強い「組合員の所得向上に直接寄与する項目(収益向上の取り組み、生産資材に関するコスト削減)」については、自己改革における優先事項として位置付け、関連する取り組み項目を「★」で表記しております。

J Aグループ北海道 改革プラン ー実行計画指針ー



- 組合員組織討議を通じて寄せられた全道組合員・JAからの意見提案を受け、JA・連合会・中央会は各々の組織にて、改革プラン実行計画指針で示す自己改革項目について、各組織のこれまでの取り組み状況ならびに組合員との協議を踏まえ、必要な項目を各組織の事業計画や中長期計画に反映し、5年間を期間として自己改革に取り組みます。
- なお、各組織の事業計画や中長期計画等への反映にあたっては、とりわけ組合員組織討議において取り組み要望が強い「組合員の所得向上に直接寄与する項目（収益向上の取り組み、生産資材に関するコスト削減）」を優先事項として位置付けます。

VII. 開催要領等

1. 第28回 J A 北海道大会開催要領
2. 第28回 J A 北海道大会各委員名簿
3. T P P に関する説明会
4. パネルディスカッション

第28回 J A北海道大会開催要領

1. 趣 旨

J Aグループ北海道は、「改革プラン」で掲げた自己改革の内容を加速させるべく意志を結集し、北海道550万人と共に「力強い農業」「豊かな魅力ある農村」の実現に向けて「組合員・J A・連合会・中央会の各役割」を確認・徹底するとともに、J Aグループの社会的意義をグループ内外へ発信すべく第28回 J A北海道大会を開催する。

2. 主 催

J Aグループ北海道

全道各農業協同組合
北海道農業協同組合中央会
北海道信用農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道厚生農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会北海道本部
北海道農協青年部協議会
J A北海道女性協議会

3. 開催日時

平成27年11月11日(水) 11時00分～16時50分

4. 開催場所

札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1丁目1－1）

5. 構 成

- (1) 主催団体であるJ Aおよび連合会等の代表、青年組織・女性組織の代表などをもって構成し、参加者数は、概ね2,000名とする。
- (2) 大会を統括するため、正・副大会長を置く。
- (3) 大会長は、中央会会長とし、副大会長は、各連合会の会長（全共連北海道本部については、運営委員会会長）とする。

6. 運 営

- (1) 大会長は、大会の円滑な運営をはかるため、大会実行委員会（以下「実行委員会」）を設置する。
- (2) 実行委員会は、地区農協組合長会会長、中央会・各連合会の正・副会長（全共連北海道本部については、運営委員会正・副会長）、中央会常務理事・監事ならびに北海道農協青年部協議会会長、J A北海道女性協議会会長、北海道農業公社常勤理事をもって構成する。
- (3) 実行委員会の委員長は、中央会会長とし、委員長は議長として実行委員会を総括する。
- (4) 実行委員会は、つぎの事項を処理する。
 - ① 大会進行日程の作成
 - ② 議長の選考
 - ③ 意見表明者の選考
 - ④ その他大会運営に関する事項
- (5) 前項(4)③の意見表明を希望する者は、10月30日(金)までに実行委員会宛てに、発言原稿（発言時間は5分以内）を添えて、その旨を届出なければならない。実行委員会は、この希望者の中から意見表明者を選考する。

7. 議 案

- (1) 大会への提出議案の策定は、「6.」の大会実行委員会が行う。
- (2) 大会実行委員会は、組合員組織討議等を経て議案を策定し、J A北海道中央会理事会に報告する。
- (3) 提出議案の最終決定は、J A北海道中央会理事会が行う。

8. 大会当日のスケジュール

11:00～12:00 (昼食休憩)	J Aグループ北海道 広報活動プレゼンテーション
12:50～13:50	T P Pに関する説明会
14:10～15:00	パネルディスカッション
15:20～16:50	大 会

- (1) J Aグループ北海道 広報活動プレゼンテーション (11:00～12:00)

① あぐり王国北海道の『これまで』と『これから』
② 社会貢献活動の報告
③ H B C北海道農業スペシャル（ラジオ）の報告
④ サポーター550万人づくりの紹介

(2) TPPに関する説明会 (12:50～13:50)

講 師 農林水産省

(3) パネルディスカッション (14:10～15:00)

テーマ 『北海道農業・JAグループに期待するもの』

パネリスト		
	JAグループ 関係者	2 名
	JA北海道大会有識者会議委員	3 名
司 会		1 名

(4) 大会次第 (15:20～16:50)

- ① 開 会 宣 言
- ② J A 綱 領 唱 和
- ③ 大会実行委員長挨拶
- ④ 来賓代表祝辞
- ⑤ 議 長 登 壇
- ⑥ 議 案 上 程
- ⑦ 意 見 表 明
- ⑧ 大会決議・採択
- ⑨ 特別決議・採択
- ⑩ 議 長 降 壇
- ⑪ 閉 会 挨 拶
- ⑫ 閉 会 宣 言

9. そ の 他

- (1) この要領は、中央会理事会において設定する。
- (2) この要領に定めのない事項は、大会長が都度定める。

附 則

1. この要領は、平成27年10月30日より施行する。

第28回 J A北海道大会実行委員会 名簿

所 属	役 職	氏 名
北海道農業協同組合中央会	会 長	飛 田 稔 章
北海道農業協同組合中央会	副 会 長	内 田 和 幸
北海道農業協同組合中央会	常 務 理 事	鈴 江 康 弘
北海道農業協同組合中央会	常 務 理 事	村 上 光 男
北海道信用農業協同組合連合会	経営管理委員会会長	長谷川 幸 男
ホクレン農業協同組合連合会	代 表 理 事 会 長	佐 藤 俊 彰
北海道厚生農業協同組合連合会	代 表 理 事 会 長	小野寺 仁
全国共済農業協同組合連合会 北海道本部	運 営 委 員 会 会 長	
北海道信用農業協同組合連合会	経営管理委員会副会長	佐 藤 彰
ホクレン農業協同組合連合会	代 表 理 事 副 会 長	伊 藤 政 光
ホクレン農業協同組合連合会	代 表 理 事 副 会 長	瀧 澤 義 一
ホクレン農業協同組合連合会	代 表 理 事 副 会 長	板 谷 重 徳
北海道厚生農業協同組合連合会	代 表 理 事 副 会 長	西 一 司
全国共済農業協同組合連合会 北海道本部	運 営 委 員 会 副 会 長	
道南地区農業協同組合長会	会 長	山 岸 栄 一
後志地区農業協同組合長会	会 長	石 田 吉 光
日胆管内農業協同組合長会	会 長	仲 山 浩
石狩地区農業協同組合長会	会 長	松 尾 道 義
空知管内農業協同組合長会	会 長	早 崎 優 美
留萌地区農業協同組合長会	会 長	佐 藤 博 幸
上川地区農業協同組合長会	会 長	中 島 道 昭
宗谷地区農業協同組合長会	会 長	向井地 信 之
オホーツク農業協同組合長会	会 長	佐 藤 正 昭
十勝地区農業協同組合長会	会 長	有 塚 利 宣
釧路地区農業協同組合長会	会 長	河 村 信 幸
根室管内農業協同組合長会	会 長	原 井 松 純
北海道農業協同組合中央会	代 表 監 事	鈴 木 雅 博
北海道農業協同組合中央会	監 事	中 瀬 省
北海道農協青年部協議会	会 長	齊 藤 和 弘
JA 北海道女性協議会	会 長	大 原 ノリ子
北海道農業公社	副 理 事 長	石 黒 義 雄

ＴＰＰに関する説明会

農 林 水 産 省

MEMO

● パネルディスカッション

北海道農業とJAグループに期待するもの

ー パネリスト ー



うち だ かず ゆき 氏
内 田 和 幸 氏

北海道農業協同組合中央会 副会長

昭和46年3月 酪農学園大学短期大学 卒業
 平成16年6月 ながぬま農業協同組合 代表理事組合長
 平成20年6月 北海道信用農業協同組合連合会 経営管理委員
 北海道厚生農業協同組合連合会 理事
 平成22年5月 空知農業協同組合連合会 代表理事会長
 平成22年6月 北海道農業協同組合中央会 理事
 ホクレン農業協同組合連合会 理事
 平成26年6月 北海道農業協同組合中央会 副会長（現職）
 ながぬま農業協同組合 会長理事（現職） ほか

くろ だ よし つぐ 氏
黒 田 栄 継 氏

全国農協青年組織協議会 参与
 北海道農協青年部協議会 参与



平成6年3月 帯広柏葉高校 卒業
 平成10年3月 愛媛大学教育学部 卒業
 平成21年4月 十勝地区農協青年部協議会 会長
 平成24年4月 北海道農協青年部協議会 会長
 平成26年5月 全国農協青年組織協議会 会長
 平成26年4月 北海道農協青年部協議会 参与（現職）
 平成27年5月 全国農協青年組織協議会 参与（現職）

ー パネリスト ー



近 藤 龍 夫 氏

北海道経済連合会 名誉会長
公益社団法人北海道観光振興機構 会長

昭和44年3月 北海道大学工学部電気工学科卒業
昭和44年4月 北海道電力株式会社入社
平成16年3月 同 社 取締役社長
平成20年3月 同 社 取締役会長
平成24年3月 同 社 取締役相談役
平成24年6月 同 社 相談役
平成26年6月 同 社 顧問（現職）
平成20年6月 北海道経済連合会 会長
平成26年6月 北海道経済連合会 名誉会長（現職）
平成24年3月 一般社団法人北海道食産業総合振興機構理事長
平成26年6月 一般社団法人北海道食産業総合振興機構 特別顧問（現職）
平成26年6月 公益社団法人北海道観光振興機構 会長（現職）

（第28回 J A北海道大会 有識者会議委員）

丸 谷 智 保 氏

株式会社セイコーマート 代表取締役社長



昭和54年3月 慶應義塾大学 法学部 卒業
昭和54年4月 株式会社北海道拓殖銀行 入行
平成9年5月 同 営業企画部 次長
平成10年10月 シティバンク、エヌ・エイ 入行
平成17年11月 同 顧客・人材開発本部 本部長
平成19年3月 株式会社セイコーマート 入社
平成19年6月 同 専務取締役
平成20年3月 同 取締役副社長
平成21年3月 同 代表取締役社長（現職）

（第28回 J A北海道大会 有識者会議委員）

A black and white portrait of Dr. Yoko Kikuchi, a woman with short dark hair, wearing a light-colored jacket. She is smiling slightly and looking directly at the camera.

く み こ
久美子 氏

農林水産省・食料・農業・農村政策審議会臨時委員
北海道農業・農村振興審議会委員

＜著書＞「きゅうりの声を聞いてごらん」（家の光協会）
「母のゆいごん」（共同文化社）
「背信 待ち続けたラブレター」（共同文化社）
「食」と「農」を結ぶ～心を育む食農教育（筑波書房）ほか
（第28回 J A 北海道大会 有識者会議委員）

みず こし かず ゆき 氏
水 越 和 幸 氏

A black and white portrait of Dr. Tetsuya Takahashi, a middle-aged man with dark hair and glasses, wearing a suit and tie. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

(第28回 J A北海道大会 有識者会議委員)

協 同 組 合 原 則

1. 定 義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価 値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原 則

＜第1原則＞自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や、社会的、人種的、政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

＜第2原則＞組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

＜第3原則＞組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいはすべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立てることにより、自分達の組合を一層発展させるため。
- なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

＜第4原則＞自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

＜第5原則＞教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者、オピニオンリーダーにむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

＜第6原則＞協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

＜第7原則＞地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

報徳訓

父母の根元は天地の令命に在り
身体の根元は父母の生育に在り
子孫の相続は夫婦の丹精に在り
父母の富貴は祖先の勤功に在り
吾身の富貴は父母の積善に在り
子孫の富貴は自己の勤労に在り
身命の長養は衣食住の三つに在り
衣食住の三つは田畑山林に在り
田畑山林は人民の勤耕に在り
今年の衣食は昨年の産業に在り
来年の衣食は今年の艱難に在り
年年歳歳報徳を忘るべからず

北海道の農業協同組合は報徳思想の影響を強く受け、報徳と協同組合は相互に影響しながら、戦後の厳しい時代を乗り越えてきました。これは、農村地域のコミュニティ（共同体）を基盤に創設された日本の総合農協を、戦後の混乱の中で前進するためには組合員の心の開発が最大の課題だったからです。

北海道報徳社の設立にあたり、各地の農協や連合会組織が大きな力を発揮しました。設立の趣意書には「元来日本の農業協同組合は、報徳の分身として生まれ、発達してきた歴史をもっているのであるが、資本攻勢の急なるのあまり、……精神的活動を忘却するに至ったことは、誠に遺憾にたえない……報徳即 協同組合、協同組合 即 報徳とする相互一体、経済道徳一元の運営をなし、益々健全なる農村文化の高揚につとめる」と記しています。

協同組合の発展には、協同組合を育む「相互扶助」の価値観を共有することが必要です。「報徳訓」をはじめとした報徳精神により組合員相互の絆を強め、農業協同組合への結集によって激動と言われる現代を切り拓いて行こうではありませんか。